

内閣府 国立印刷局)

〇裁判外紛争解決手続の利用の促進に

関する法律第十二条第一項の規定に

〇司法書士法第三条第二項第一号の

研

 \bigcirc

 \triangleright

修の指定 (法務八七)

令

発 行

目

次

〇医薬品、 療等の用途を定める省令の 及び安全性の確保等に関する法律第 正する省令(厚生労働六〇) び同法第七十六条の四に規定する医 二条第十五項に規定する指定薬物及 医療機器等の品質、有効性 一部を改

報

(その他告示)

○衆議院小選挙区選出議員の選挙にお 続について異動の届出があった件 ける候補者となるべき者の選定の手 (総務一六三)

○衆議院比例代表選出議員の選挙にお

ける衆議院名簿登載者の選定の手続

○衆議院比例代表選出議員の選挙にお 略称等について異動の届出があった ける政党その他の政治団体の名称、 について異動の届出があった件 (中央選挙管理会士)

〇令和七年七月二十八日に任期が満了 挙における比例代表選出議員の選挙 することに伴う参議院議員の通常選 に係る政党その他の政治団体の名 略称等について届出があった件

> O特定水産資源 (まさば及びごまさば 量を公表する件の一部を変更する件 業法第十五条第一項各号に掲げる数 本州日本海北部系群、まだら北海道 まだら本州太平洋北部系群、まだら 群、ずわいがにオホーツク海南部、 群B海域、ずわいがに北海道西部系 海系群A海域、ずわいがに日本海系 に太平洋北部系群、ずわいがに日本 びごまさば東シナ海系群、 太平洋並びにまだら北海道日本海) 太平洋系群、 よる変更の認証をした件(同八八) に関する令和六管理年度における漁 まさば対馬暖流系群及 ずわいが

(農林水産七二七)

〇砂防法第二条の土地を指定する件 〇農薬の登録が失効した件(同七二九)

Ŧ.

〇船舶安全法第二十九条ノ三第三項に O船舶安全法第二十五条の七十におい 登録を更新した件(同三八一) 第一項の規定に基づき、 て準用する同法第二十五条の四十八 船級協会の

級協会の登録を更新した件 の四十八第一項の規定に基づき、 いて準用する船舶安全法第二十五条 する法律第十九条の十五第三項にお 船

同三八三

(国土交通三八〇)

〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関

〇農薬を登録した件(同七二八)

○道路に関する件 (関東地方整備局一五六)

〇道路に関する件

ᄪ

〇道路に関する件 (近畿地方整備局六六、六七)

(四国地方整備局三二)

国会事項

人事異動

法務省

 $\overline{}$

おいて準用する同法第二十五条の四

十八第一項の規定に基づき、証書発

給船級協会の登録を更新した件

同三八二

官庁報告

官庁事項

の変更に関する公示 更に関する公示(国土交通省) 登録船舶職員養成施設の登録事項の変 登録海技免許講習実施機関の登録事項 同

 $\overline{}$

〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関 づき、 する法律第十九条の三十第三項にお いて準用する同法第十九条の十五第 三項において準用する船舶安全法第 二十五条の四十八第一項の規定に基 (同三八四) 船級協会の登録を更新した件

〇海洋汚染等及び海上災害の防止に関 基づき、船級協会の登録を更新した 第二十五条の四十八第一項の規定に 第三項において準用する船舶安全法 おいて準用する同法第十九条の十五 する法律第十九条の四十六第三項に (同三八五)

○漁船の操業を制限し、又は禁止する る件 (防衛一二三) 区域及び期間並びにその条件を定め

裁判所

財団、 有権者申出方関係

官庁

相続、 特別清算、 失踪、 再生、 除権決定、 所有者不明関係 破産、免責

労

る公示(東北運輸局最低賃金公示三) 船員の特定最低賃金の改正決定に関す

0

国家試験

水先人試験の施行 (国土交通省)

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配二四)

公

諸 事 項

会社その他

兲

省

令

〇厚生労働省令第六十号

する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め る省令の一部を改正する省令を次のように定める。 五号)第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 厚生労働大臣 福岡

令和七年五月十六日

医薬品、

る指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定す

定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十 号 の一部を次の表のように改正する。 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指

改

正

後

改

正

、傍線部分は改正部分、

第 う。)第二条第十五項の規定に基づき、 及び安全性の確保等に関する法律 七十九~三百四十九 掲げる物を指定薬物に指定する。 キシラート及びその塩類 ~七十七 五年法律第百四十五号。 医薬品、 ―一H―イミダゾール エチル=一ー 略) 医療機器等の品質、 (一一フェニルエチ 略 以下「法」 五 ユーカルボ (昭和三 有効性 とい 次に 七十八~三百四十八 (新設)

第 う。)第二条第十五項の規定に基づき、 十五年法律第百四十五号。 及び安全性の確保等に関する法律 掲げる物を指定薬物に指定する。 ~七十七 (指定薬物) 医薬品、 医療機器等の品質、 以下 法 (昭和三 有効性

附 則

金曜日

この省令は、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行する



〇総務省告示第百六十三号

令和 **7** 年 **5** 月 **16** 日 の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件)の候補者となるべき者の衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和七年総務省告示第三十一号(衆議院小選挙区選出議員 次のとおり異動の届出があったので、 選定の手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、 令和七年五月十六日 同条第五項の規定に基づき、 告示する。 (衆議院小選挙区選出議員

務大臣 村上誠

郎

日本保守党にの政治団体の名称他の政治団体の名称 異動事項

年月日 異動の届出

他異

新

本部の所在 ライズビル五階 二―二―三一麹町# 東京都千代田区麹 明地が

東京 ビールー

- 一一一七仲町岩水都江東区門前4 三階

塚仲本町

十令 四和

日年四月

〇総務省告示第百六十四号

のとおり異動の届出があったので、)手続について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の五第四項の規定に基づき、次)選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件)の衆議院名簿登載者の選定 衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年総務省告示第三十二号(衆議院比例代表選出議員 同条第五項の規定に基づき、 告示する。

総務大臣 村上誠一

郎

年月日 異動の届出 令和七年五月十六日 他の政治団体の名称異動の届出政党その 異動事

本部の所在地 東京 東京都

政治団体の名称、略称等について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条の六第五項議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件)の政党その他 規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、 衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年中央選挙管理会告示第三号 同条第六項の規定に基づき、告示する。 (衆議院比例代表選出 古屋

令和七年五月十六日

十四日 年四月 年月日 異動の届出 他の政治団体の名称異動の届出政党その 異動事

日本保守党 本部の所在地

-東 東京都 | 一一七仲町塚本部江東区門前仲町

本町

〇中央選挙管理会告示第八号

号 員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法 令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出 第八十六条の七第一項の規定に基づき、 告示する。 次のとおり届出があったので、 同条第四項の規定に基づ (昭和二十五年法律第百

令和七年五月十 六日

日 令和七年四月三十 **日** 令和七年四月三十 届出年月日 自由民主党 公明党 日本保守党 のの政 自然の 公うめい 保守は 略 称

略

台和七年四月三十

令和七年四月三十 日本共 産党 共産党

日 令和七年四月三十 国民民主党 民主党

令和七年五月 Н 日 参加された 社会民主党 参えせい 社民党

令和七年五月 日 れ いわ新選組 れいわ

令和七年五月 令和七年五月 日 日本維新の会

旧

十四日年四月 日本保守党 新

〇中央選挙管理会告示第七号

旧

ライズビル五階二一二一三一麹町サン東京都千代田区麹町 階 一一七仲町2 本町

中央選挙管理会委員長

ライズビル五階二―二―三一麹町サン東京都千代田区麹町 ビル三階

本 部 央選挙管理会委員長 の 所 在 地 古屋 正隆 の代 氏表者

ンライズビル五階東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サ 百田

尚樹

東京都新宿区南元町一七番地 斉藤 鉄 夫

号東京都千代田区永田町一丁目一一番二三 石 破 茂

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 一六番七号 \mathbb{H} 村

本ビル五階東京都中央区湊三―一八―一七マルキ榎 号 J B S 永田町 東京都千代田区永田町二丁目 福島 瑞穂

七番一

七

玉木雄

郎

ル五階 東京都港区赤坂三―四―三赤坂マカベビ 一丁目五番地 二〇押 神 Ш 本 谷 太郎 宗幣

六 三栄長堀ビル 大阪府大阪市中央区島之内一― 田ビル四階東京都千代田区麹町二 吉村 洋文

令和七年五月一日 みんなでつく みんつく 全ビル四〇五東京都千代田区永田町二丁目九―六 + 大津 佳彦 綾香

〇法務省告示第八十七号 令和七年五月二日 立憲民主党

> 宅坂ビル 東京都千代田区永田町一―一一―一 三 野田

の研修として次の研修を指定する。 行規則(昭和五十三年法務省令第五十五号)第九条の規定に基づき、 -規則(昭和五十三年法務省令第五十五号)第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施 法務大臣 鈴木

令和七年五月十六日

実施法人 日本司法書士会連合会

第二十四回司法書士特別研修

容間称 基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。 令和七年五月二十一日から同年六月二十九日まで

〇法務省告示第八十八号 規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用す 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第十二条第一項

認証紛争解決事業者の名称及び住所

る同法第十一条第一項の規定に基づき、

公示する。

法務大臣

鈴木

令和七年五月十六日

千葉県土地家屋調査士会

変更の内容 千葉県千葉市中央区中央港一丁目二十三番二十五号

変更の認証年月日 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

令和七年五月七日

官

〇農林水産省告示第七百二十七号

まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和六管理年 系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群 同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。 度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように変更したので、 まさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海 林水産省告示第千百号(特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びご 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和六年六月四日農

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対 農林水産大臣

だら本州日本海北部系群、まだら北海道太平 ツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、ま 群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ず いがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系 わいがに北海道西部系群、ずわいがにオホー 馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわ さば及びごまさば太平洋系群、まさば対 だら本州日本海北部系群、まだら北海道太平 群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、 いがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系 ツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、ま わいがに北海道西部系群、ずわいがにオホー 馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわ まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対 Фļ

> 洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6 管理年度(令和6年7月1日から令和7年6 げる数量は、次のとおりとする。 月30日までの期間をいう。) における漁業法 (以下「法」という。)第15条第1項各号に掲

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

(悪)

第3号関係) 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項

げる数量とする 理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲

(単位:トソ)

	理区分)
	管理を行う管
	獲量の総量の
	き網漁業(漁
	系群大中型ま
	まさば太平洋
120,236	まさば及びご
	管理区分)
	る管理を行う
	獲割当てによ
	き網漁業(漁
	系群大中型ま
	まさば太平洋
15,064	まさば及びご
大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分

〇農林水産省告示第七百二十八号

第二~第十一

磊

第二~第十一

悪

けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第九項の規定により、

令和七年四月1

一十三日付

登録番号 令和七年五月十六日 農薬の 種

24964

BT粒剤

チリカブリダニ剤 チリカ・ワーカー2

24965

類 ベニカナチュラルベイ 靊 揪 9 24 称

東京都中央区日本橋小網町1番8号,友化学園芸株式会社 代表取締役社長梅田公利 製造者又は輸入者の氏名及び住所 農林水産大臣 · A

兵庫県神戸市灘区新在家南町一丁目2番 1号 小泉製麻株式会社 取締役社長 小泉康史

洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6 げる数量は、次のとおりとする。 月30日までの期間をいう。) における漁業法 管理年度(令和6年7月1日から令和7年6 (以下「法」という。)第15条第1項各号に掲

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項

理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管 第3号関係) 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲

単位:トソ

げる数量とする,

	理区分)
	管理を行う管
	獲量の総量の
	き網漁業(漁
	系群大中型ま
	まさば太平洋
28,300	まさば及びご
	管理区分)
	る管理を行う
	獲割当てによ
	き網漁業(漁
	系群大中型ま
	まさば太平洋
120,400	まさば及びご
大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分

			İ
6006	ジベレリン液剤	ジベレリン協和液剤	n,
6007	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和粉末	"
8212	カルタップ粉剤	パダン粉剤	"
14397	ジメトエート粒剤	ジメトエート粒剤	"
14434	ジベレリン塗布剤	ジベレリン協和ペース ト	n,
15372	プロシミドン・TPN 水和剤	住化ダコレックス水和 剤	"
15470	フェンバレレート・マ ラソン乳剤	ハクサップ乳剤	"
15697	ジベレリン水溶剤	ジベレリン協和錠剤	"
16760	エトフェンプロック ス・カルタップ粉剤	パダントレボン粉剤D L	"
16934	エトフェンプロック ス・カルタップ・バリ ダマイシン粉剤	パダントレバリダ粉剤 DL	n
18232	エトフェンプロック ス・フェリムゾン・フ サライド水和剤	ブラシントレボン水和 剤	"
19277	カルタップ粒剤	パダン1キロ粒剤	n,
19393	カルタップ・フラメト	パダンリンバー粒剤	n
20349	ピル粒剤 グルホシネート・フル	グランドボーイWDG	n
21820	ミオキサジン水和剤 チウラム・TPN水和 剤	STダコグリーン	n
21903	アセフェート水溶剤	スミフェート水溶剤	"
23204	クロチアニジン・クロ ラントラニリプロー ル・イソチアニル・フ	サイクルヒット箱粒剤	n
24769	ラメトピル粒剤	ワイルドカード	n
	剤	, , , , , , , ,	
	F 3 月 21 日付けをもって登		制火来立は於る来の氏々立が存む
登録番号 24028	農 薬 の 種 類 テフリルトリオン・ピ ラクロニル・ペノキス スラム粒剤	農 薬 の 名 称 ドンピシャ1キロ粒剤	製造者又は輸入者の氏名及び住所 神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10 号 協友アグリ株式会社 代表取締役 山田正和
令和7年	F3月25日付けをもって登	登録失効したもの	
登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
3663	CAT水和剤	シマジン	東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日 産化学株式会社 取締役社長 八木晋介
5820	CAT粒剤	日産シマジン粒剤 1	"
6602	CAT水和剤	シマジン	東京都中央区京橋一丁目19番8号 日本農薬株式会社 代表取締役社長 岩田浩幸
7038	CAT粒剤	シマジン粒剤 1	"
16417	イミノクタジン酢酸 塩・チウラム水和剤	ミステラン水和剤	n
令和7年	F3月31日付けをもって登	登録失効したもの	
登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24271	イミノクタジン酢酸 塩・テブコナゾール水 和剤	シルベフフロアブル	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 日本曹達株式会社 取締役社長 阿賀英 司
24272	イミノクタジン酢酸	ホクサンシルベフフロ	北海道北広島市北の里27番地4 ホクサ

塩・テブコナゾール水 アブル

和剤

ン株式会社 代表取締役社長 畠山直樹

一四〇度〇七分二五秒四〇三五

二九度三八分〇二 二九度三八分〇

一秒六一九〇 一秒七六六一

四〇度〇七分二五秒五九四

九

二九度三八分〇

四〇度〇七分二四秒六八四六一九度三八分〇一秒五〇三九

二九度三七分五九秒九五六八

二九度三七分五九秒八七八三 二九度三八分〇〇秒三九六四 二九度三八分〇〇秒七七〇三

四〇度〇七分二三秒〇三六四

四〇度〇七分二四秒〇六五

5

三九度三八分〇三秒九三〇三一四〇度〇七分二六秒九二二六

二九度三八分〇四秒〇八六六

二九度三八分〇二

||秒五四〇二 ||秒二七三二

一四○度○七分二六秒四三八二

二九度三八分〇

四〇度〇七分二六秒一一六九

二九度三八分〇三秒七〇〇一

四〇度〇七分二六秒五六八三 四〇度〇七分二六秒七七九三 一四〇度〇七分二七秒四三四三九度三八分〇四秒五七八七

一四〇度〇七分二七秒六六九二九度三八分〇四秒八一七五

二九度三八分〇五秒〇七六〇

四〇度〇七分二七秒九三五

二九度三八分〇五秒二二一三

四〇度〇七分二八秒〇六八七

四〇度〇七分二八秒二四

九一

二九度三八分〇五秒四一八〇

四〇度〇七分二八秒四九九 一九度三八分○五秒七三七六 一九度三八分○五秒八九一四

四〇度〇七分二八秒五七〇三

二九度三八分〇四秒三七九七

四〇度〇七分二七秒二三九

一() 砂防法第二条の土地に係る河川の名称中山沢一() 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 | 中山沢一 | 砂防法第二条の土地の表示 | 大坂の一点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた | 北地の区域 | これこれを | これに | これ

官

四〇度〇七分二八秒二四〇度〇七分二七秒六九度三八分〇五秒五九四〇度〇七分二七秒六九度三八分〇五秒五九四〇度〇七分二七秒六九度三八分〇六秒〇六十分二七秒九十二四〇度〇七分二十秒六四〇度〇七分二八秒二四〇度〇七分二八秒二四〇度〇七分二八秒二四〇度〇七分二八秒二	一四○度○七分二六秒九四一 一四○度○七分二五秒五一 三九度三八分○三秒四七一 三九度三八分○三秒四七一 三九度三八分○三秒六九九 三九度三八分○三秒六九九 三九度三八分○四秒五五八四○度○七分二六秒一一	京 北緯三九度三八分〇二秒七四点 北緯三九度三八分〇二秒七四点 北緯三九度三八分〇二秒七四点 北緯三九度三八分〇二秒八四秒五度 北緯三九度三八分〇二秒八四秒五 東経一四〇度〇七分二四秒五 東経一四〇度〇七分二四秒五	三十点 北緯三九度三八分○二秒七三六二 二十六点 北緯三九度三八分○二秒二二秒四六○ 東経一四○度○七分二三秒七○九 東経一四○度○七分二三秒七○九 北緯三九度三八分○二秒五一○一 東経一四○度○七分二三秒九九三 東経一四○度○七分二三秒九九三 東経一四○度○七分二四秒二五四 東経一四○度○七分二四秒二五四	三九度三八分○○秒九六五三九度三八分○二秒七○五三九度三八分○二秒一八六三九度三八分○二秒一八六三九度三八分○二秒一八六三九度三八分○二秒一八六三九度三八分○二秒七○五
 大	十一点	九 六点 北緯三九度四一分一七秒一三六五 東経一四○度○九分二一秒○八八四 東経一四○度○九分二一秒○八八四 東経一四○度○九分二一秒○八八四 東経一四○度○九分二一秒三一四六 東経一四○度○九分二一秒六六九五 東経一四○度○九分二一秒六六九五 東経一四○度○九分二一秒六六九五 東経一四○度○九分二二秒六〇一○ 東経一四○度○九分二二秒六〇一○	一点	五 三〇 砂防法第二条の土地に係五 三〇 砂防法第二条の土地の表 二 砂防法第二条の土地の表 上北手猿田字苗代沢及び同上北手猿田字苗代沢及び同上北手活んだ線及び一大水田県秋田市上北手百崎
一四〇度〇九分一八秒六一一四〇度〇九分一八秒六七六三九度四一分一四秒二九二三一四〇度〇九分一八秒六七三三九度四一分一四秒二九二三一四〇度〇九分一八秒六七三三九度四一分一四秒三五〇八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三十四点 束経一四〇度〇三十五点 北緯三九度四一三十五点 北緯三九度四一三十六点 北緯三九度四一三十七点 北緯三九度四一三十八点 北緯三九度四一	二十九点 北緯三九度四一三十点 北緯三九度四一三十二点 北緯三九度四一三十二点 北緯三九度四一度 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇 東経一四〇度〇	二十四点 北緯三九度四一公二十五点 北緯三九度四一公二十五点 北緯三九度四一公二十六点 北緯三九度四一公末経一四○度○九度四一公末経一四○度○九度四一公末経一四○度○九度四一公元十八点 北緯三九度四一公元十八点 北緯三九度四一公元十八点 北緯三九度四一公元 北緯三九度四一公元	一三一三一三一三九四三九四月 四九四月四月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10
六 秒 五 分 五 秒 四 秒 匹 秒 二 秒 七 分 五 秒 〇 秒 一 〇 八 三 三 七 七 五 二	五十七点 北緯三九度四一分一五秒八三九五 東経一四〇度〇九分一八秒一七五 東経一四〇度〇九分一八秒一七五 東経一四〇度〇九分一八秒一七五 一点 北緯三九度工七分四五秒三一九七 に囲まれた土地の区域	五十二点 北緯三九度四一分一五秒六五十三点 北緯三九度四一分一五秒八五十五点 北緯三九度四一分一五秒八五十五点 北緯三九度四一分一五秒八五十六点 北緯三九度四一分一五秒八五十二点 北緯三九度四一分一点 地名美国西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西西	四十七点 北緯三九度四一分一四秒九五八四十七点 北緯三九度四一分一四秒九五八四十八点 北緯三九度四一分一五秒〇四0十八点 北緯三九度四一分一五秒一六七四十九点 北緯三九度四一分一五秒三八五十点 北緯三九度四一分一五秒三八五十点 北緯三九度四一分一五秒三八五十点 北緯三九度四一分一五秒三八五十点 北緯三九度四一分一五秒三八五十二点 北緯三九度四一分一五秒三八五十二点 北緯三九度四一分一五秒三八五十二点 北緯三九度四十二点 北線三九度四十二点 北線三九度四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四十三点 北緯三九度四一分一四秒五八四十三点 北緯三九度四一分一四秒六四十五点 北緯三九度四一分一四秒六四十五点 北緯三九度四一分一四秒六四十六点 北緯三九度四一分一四秒五八四十六点 北緯三九度四一分一四秒五八四十三点 北緯三九度四一分一四秒五十四十三点 北緯三九度四一分一四秒五十四十三点 北緯三九度四一分一四秒五十四十三点 北緯三九度四一分一四秒五十四十三点 北緯三九度四一分一四秒五十二点 北線三九度四十三点 北線三九度四十三点 北線三九段四十三点 北線三九段四十三点 北線三九段四十三点 北線三九度四十三点 北線三九段四十三点 北線三九度四十分一四秒五十四十三点 北線三九度四十分一四秒五十四十三点 北線三九段四十三点 北線三九段四十三点 北線三九段四十三段四十三段四十分一列中间的一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入一种加入

金曜日

令和 **7** 年 **5** 月 **16** 日

二十八点	二十七点	二十六点	二十五点	二十四点	二十三点	- - - - -	二十二点	二十一点	二十点	十九点	十 <i>戸</i> 点	- Ĺ	十七点	十六点	- 3 点	上 点	十四点	十三点		十二点	十一点	十点	į.	九点	八点	七点	. , , , ,	六点
一四〇度三六分〇七秒五六三九度二七分四一秒〇七三	東経一四〇隻三六分〇八少丘〇九一北緯三九度二七分四〇秒一四八七年終一四〇度三六分〇戸科ナニー〇	- 国)を三六个)入りしこっ三九度二七分三九秒五一八四一四(月三万分(万利万五)) 度三ト分) 八少トコト度二七分三九秒二三一七	一四〇度三六分〇九沙一三九度二七分三七秒七〇	東経一四〇度三六分〇九秒八三〇七北緯三九度二七分三七秒四一九七	東経一四〇度三六分〇九秒七九四九	北韓三九隻二七分三八沙一一六一東経一四○度三六分一○秒三二二六	北緯三九度二七分三八秒四二六五東絡一四〇度三六分一一彩一〇八七	更経一国) 要に、かつしゅつ)して、北緯三九度二七分三八秒五五五三	東経一四〇度三六分一一秒六一五六北緯三九度二七分三八秒二〇五六	東経一四〇度三六分一一秒四三九四十월三九度二七分三七秒一〇一九	上幕ニルモニテニニ・シール東経一四〇度三六分一一秒六三一三	北緯三九度二七分三六秒六八二八月紀二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十十十十十十十十十十十十	夏経一回)夏三六分一二砂)ニール 北緯三九度二七分三六秒六二八四	東経一四〇度三六分一二秒五八二四十紀三十月三十分三十分三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	上章三九隻二七分三六少九九九五 東経一四○度三六分一四秒一七三三	北緯三九度二七分三六秒三二八五	東経一四○隻三六分一四砂九三五一北緯三九度二七分三七秒○九九八	東経一四〇度三六分一三秒五〇六五	北緯三九度二七分三八秒三一六六年経一匹〇度三六分一二秒〇五六一	14年(1)とこととしている。 14年(1)とこととといる。 14年(14年) 14年) 14年) 14年) 14年) 14年) 14年) 14年)	東経一四〇度三六分一〇秒八七五一川経三ナ度二七分四〇秒戸五二八	「「「「「」」」))、「「」、「「」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	北緯三九度二七分四一秒四三七二	- 国)要ニマナ)しか国立ニ三九度二七分四一秒八八七三	東経一四〇度三六分〇七秒四二九〇十北緯三九度二七分四二秒三九五六	一四〇度三六分〇六秒七六四〇度三十分四二種十万四二	:韓三九度二七分四二沙七九四
五 十 一 点	五十点	四十九点	四十八点	四十七点	四十六点		四十五点	四十四点	四十三点	四十二点	四 十 - 点	- -	四十点	三十九点	三 / /	ミト ス 気	三十七点	三十六点		三十五点	三十四点	三 十 三 点	į	三十二点	三十一点	三十点	- - - - - -	二十九点
○度三六分○四秒度二七分四四秒六	東経一四〇度三六分〇四沙九北緯三九度二七分四四秒四七東経一四〇度三六分〇五秒一	『発一図) 既二 ボケン にゆっぱ 雑三九度二七分四四秒二二 の の 月三 バケ (三九度二七分四三九度二十分四十二十分四十二十分四十二十分四十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十	東圣一四〇隻三六分〇丘沙四北緯三九度二七分四三秒五四	東経一四〇度三六分〇五秒五北緯三九度二七分匹三秒五一	東経一四〇度三六分〇五秒六	北韓三九隻二七分四三沙二七 東経一四○度三六分○五秒八	北緯三九度二七分四三秒〇九東紹一四〇度三六分〇五秒十	更発一国)要ニステンロル L 北緯三九度二七分四三秒○三	東経一四○度三六分○六秒○北緯三九度二七分四二秒八九	東経一四〇度三六分〇六秒二十経三九月二七分四二秒八四	上韓三 しぎ ニニテヨニゆくす 東経一四○度三六分○六秒五	北緯三九度二七分四二秒六○月経一四〇月三十分○月秋十	夏経二四)要ニステンスサニ 北緯三九度二七分四二秒四万	東経一四〇度三六分〇六秒八十終三寸月二十分四二利四二	上韓三九隻二七子四二少四三東経一四○度三六分○七秒	北緯三九度二七分四二秒二〇	東経一四〇度三六分〇七砂石北緯三九度二七分四一秒九五	東経一四〇度三六分〇七秒八	北緯三九度二七分四一秒八五東経一四〇度三六分〇八秒	北緯三九度二七分四一秒四四	東経一四○度三六分○八秒○非経三ナ度二七分四一秒三	東経一四〇度三六分〇八秒〇	北緯三九度二七分四一秒三四東総一四〇度三十分〇七秒十)度三七分四一秒三	一四八三四八月	分〇七秒	- 諱三九隻二七分四一沙二

北緯三九度二七分四一秒二四五八 度三六分○六秒○四七八 度三六分〇六秒二二九二 度三六分○六秒五七○九 閔三六分○六秒七五五二 及三六分○六秒八八八九 度三六分○七秒二二六一 度三六分○七秒五六二四 度三六分○七秒八○四○ 度三六分○八秒二二四七 度三六分○八秒○五六七 度三六分〇八秒〇〇〇七 度三六分○七秒七四五五 度三六分○七秒六三二六 度三六分○七秒五五七 一七分四二秒八九〇八 七分四二秒八四五〇 一七分四二秒六〇五一 一七分四二秒四三〇三 七分四二秒二〇一六 一七分四一秒九五六八 七分四一秒八五四七 |七分四一秒四四五五 一七分四一秒三二四七 一七分四一秒三四九二 七分四一秒三二八七 七分四二秒四五一七 <u>Fi</u> 四点 五点 三点 二点 五十六点 五十五点 五十四点 五十三点 五十二点 点 れた土地の区域 結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲ま 土地のうち、次の一点から十九点までを順次 上湯ノ沢、字上下村及び字湯ノ沢の区域内の 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 秋田県仙北郡美郷町金沢東根字赤長根、 砂防法第二条の土地の表示 湯ノ沢ノ沢 北緯三九度二六分一一秒六八七九 東経一四〇度三五分二一秒四〇七四 北緯三九度二六分一一秒八三七八 東経一四〇度三五分二一秒一五六四 北緯三九度二六分一一秒三二四九 北緯三九度二六分一〇秒六六七一 東経一四〇度三五分一五秒五八二〇 北緯三九度二六分〇八秒八四一一 東経一四〇度三五分二二秒六五二六 東経一四○度三五分一八秒三二九○ 北緯三九度二七分四四秒八○三八 北緯三九度二七分四四秒八四二一 北緯三九度二七分四四秒八六〇二 北緯三九度二七分四四秒八二三八 北緯三九度二七分四四秒七二七三 東経一四〇度三六分〇四秒〇三五 東経一四○度三六分○四秒二八三八 東経一四○度三六分○四秒一六七四 東経一四〇度三六分〇四秒四五七四 東経一四〇度三六分〇四秒七三五五

字

十二点

〇国土交通省告示第三百八十一号

準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。 第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八 同法第二十五条の七十において

船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づ

国土交通大臣

中野

登録更新年月日 き、船級協会の登録を更新した件 令和七年五月十三日

度三六分○五秒四三八四

七分四三秒六〇五二

四

七分四三秒五四三六

閔三六分○五秒五七二○

七分四三秒五一二九

度三六分○五秒六九五五

及三六分○五秒八三四一

七分四三秒〇九七六

七分四三秒二七〇五

令和七年五月十六日

度三六分○五秒九○二八

七分四三秒〇三二四

 \mathcal{F}_{1} 代表者の氏名 Nick Brown

住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN

及三六分○五秒四一○八 AND NORTHERN IRELAND

一七分四四秒二二三六

)度三六分〇五秒一四二七	六 検査を行う事業所の名称及び)所在地		
(医三六分)四沙九四四四(三七分四四秒四七八三)	名称	所	在	地
刀四四秒六七四三八分(四种六七四三	グローバルテクニカルサポー トナコ、コ (嫌に)	県横浜市西区み	なとみらい2丁目3番	:1号 クイーンズ
)度三六分〇四秒八三六四	ドムノイス(独共)	1		

六点 八点 北緯三九度二六分一五秒九七八八 北緯三九度二六分一五秒〇三一八 東経一四〇度三五分二三秒二三八七 北緯三九度二六分一二秒四四三七 一四〇度三五分二七秒二三三三 四〇度三五分二七秒七四六一 四〇度三五分二五秒九九一三

十一点 北緯三九度二六分一六秒六二六六 東経一四〇度三五分二七秒五二五五

北緯三九度二六分一六秒〇八五二 北緯三九度二六分一七秒四七四八 四〇度三五分三〇秒〇九二〇

十四点 十三点 北緯三九度二六分一四秒〇〇一九東経一四〇度三五分三〇秒四八四一 北緯三九度二六分一一秒八三〇〇 東経 東経一四○度三五分二六秒八九○○ 四〇度三五分二九秒一八二六

十七点 十五点 十六点 東経一 東経一 北緯三九度二六分○七秒七六八○ 北緯三九度二六分○九秒五○三七 北緯三九度二六分○九秒九九八七 一四〇度三五分二六秒〇五六八 四〇度三五分二四秒二七二六

十九点 十八点 北緯三九度二六分○七秒九一四八 北緯三九度二六分〇八秒〇六九一 東経 一四〇度三五分二〇秒二五九六 四〇度三五分一八秒四五二一

四〇度三五分一六秒七四五三

登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited

官

令和七年五月十六日

	横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ タワーA10階
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通 4丁目 1番22号 アーバンエース 三宮ビル 9 階
	長崎事務所	長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階
_		

〇国土交通省告示第三百八十二号

三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。 十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四

船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基

国土交通大臣

中野

登録更新年月日 づき、証書発給船級協会の登録を更新した件 令和七年五月十三日

登録番号

登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited

三 四 AND NORTHERN IRELAND 住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN

五 代表者の氏名 Nick Brown

証書発給を行う事業所の名称及び所在地

 六	証書発給を行う事業所の名称及び所在地	及び所在地
	名称	所 在 地
	横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 カイーンズ タワーA10階
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階
	長崎事務所	長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階
)		

〇国土交通省告示第三百八十三号

条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。 三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の十五第 次のとおり船級協会の登録を更新したので、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九

令和七年五月十六日 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全 法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、 船級協会の登録を更新した件 国土交通大臣 中野

登録更新年月日 令和七年五月十三日

2

登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited

兀 AND NORTHERN IRELAND 住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN

Ŧi. 代表者の氏名 Nick Brown

> 六 検査を行う事業所の名称及び所在地

長崎事務所	神戸事務所	横浜ポートオフィス	グローバルテクニカルサポー トオフィス(横浜)	名 称
長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ タワーA10階	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ タワーA10階	所 在 地

○国土交通省告示第三百八十四号

染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第 号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚 三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一 三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十第

登録更新年月日 級協会の登録を更新した件 令和七年五月十三日

九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十

国土交通大臣

令和七年五月十六日

AND NORTHERN IRELAND 住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN 登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited

代表者の氏名 Nick Brown

<u>†</u>	善	養	アグ		六五
長崎事務所	神戸事務所	横浜ポートオフィス	グローバルテクニカルサポー トオフィス(横浜)	名 称	検査を行う事業所の名称及び所在地代表者の氏名(Nick Brown
長崎県長崎市万才町7番1号 住友生命ビル11階	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース 三宮ビル9階	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ タワーA10階	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号 クイーンズ タワーA10階	所 在 地	所在地

〇国土交通省告示第三百八十五号

汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十 第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十 五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋 (昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十六

令和七年五月十六日

国土交通大臣

中野

官

十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第 船級協会の登録を更新した件 令和七年五月十三日

登録更新年月日

住所 71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN 登録の更新を受けた船級協会の名称 Lloyd's Register Group Limited

AND NORTHERN IRELAND 代表者の氏名 Nick Brown

検査を行う事業所の名称及び所在地

六 五

神戸事務所 長崎事務所 横浜ポートオフィス グローバルテクニカルサポー トオフィス(横浜) 岁 栋 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号タワーA10階 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 三宮ビル9階 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号タワーA10階 長崎県長崎市万才町7番1号 严 在 住友生命ビル11階 刦 アーバンエー クイーンズ クイーンズ

○防衛省告示第百二十二号

又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める (昭和二十九年法律第百六十五号)第百五条第一項の規定により、 漁船の操業を制限

た)	先) 町静内対空射撃場水域 一区域 (北海道日高郡新ひ 北緯四二度 一四二度三元分三三 北線四二度一八分三三度 北線四二度一八分三三 北線四二度 北線四二度 北線四二度 一四二度 での身方位 、 大し、のである半径の の海での身方位 、 大し、 大し、 大し、 大し、 大し、 大し、 大し、 大し、 大し、 大	区域の名称 制限又は禁	令和七年五月十六日
互の圏中、真方はの圏中、真方位での圏中、真方位での度五○分四七十十二、○大田・一世の一十十十二十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	域○のと四北 区 域○のと四北 区 内度圏す二緯 域 内度圏す二緯 域 内度圏す二緯 のま中る度四 海で、半二二 面の真径六度 射方二分一 界位○三八 界位○三八	限又は	
戊五○の基 ける○基度 は 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	形八〇秒二 成〇〇の六 成〇〇の六 す度〇基秒 るかメ点 扇ら1を東 扇ら1を東 形二ト中経 形二ト中経	止区域	
まで 前六時から午後四時 日までの間、毎日午 五日から同年九月十	三前間四二でかのか 二 五日十一 日 今 日 十八、月月のら間ら令 つ 区 時午日か和 まかれ五日間同、同和 まかれ五日でらぞ日が二年年年、年代まら和五月日日	期間	防衛大臣
の 操全 ***	の 操全 ***	条	中谷
をの 禁漁 止船	をの 禁漁 止船	件	元

〇関東地方整備局告示第百五十六号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

四百六十八号 横浜市戸塚区原宿二丁目五七四番三地先から同市戸塚区四百六十八号 横浜市戸塚区原宿二丁目五七四番三地先から同市戸塚区 路線名 令和七年五月十六日 用 開 始 の 区 間 関東地方整備局長 浜関 国東 |道事務所 |地方整備局及び同局横 面 縦覧 岩﨑 場

所

|用開始の期日 | 令和七年五月十六日

〇近畿地方整備局告示第六十六号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一 般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長

長谷川

| 朋弘

令和七年五月十六日

路線名 二十四号道路の種類 一般国道

 (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow)

道路の区域 間 後変 別更 前 敷 地 の 幅 員

延

長

しし 九九ル

で、城陽市寺田大畔六三番から同市寺田庭井三五番三まで 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所 後前 三二三六六〇~ 一七八・九下

〇近畿地方整備局告示第六十七号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

0

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間一 般の縦覧に供する。

令和七年五月十六日 線 名 間 近畿地方整備局長 図 面 縦覧 長谷川朋

二十四号 城陽市寺田大畔四九番二から同市寺田 み。) 都国道事務所近畿地方整備局及び同局京 場 所

(用開始の期日 令和七年五月十八日

〇四国地方整備局告示第三十二号 次のように道路の区域を変更したので、

道路法

昭

和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項

規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十六日から二週間

般の縦覧に供する。

四国地方整備局長

豊 \Box

佳之

道路の種類 一般国道

令和七年五月十六日

 (\equiv) (\equiv) (\rightarrow) 道路の区域

(四) 下野尻乙三番一まで愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙一 図面縦覧場所 国地方整備局及び同局松山河川国道事務所 番一 から同町 後前 一八・九五~一一七・七八一二・一八~ 六〇・六七 ○○ - - - × 四四元 七七元

間

後変 別更前

敷

地

の

幅

員

延

長

路線名

匤

会 事

項

議 院

法律公布奏上通知書受領

奏上した旨の通知書を受領した。 五月十四日参議院議長から、 次の法律の公布を

することを議決した次の件を内閣に送付した旨の五月十四日参議院議長から、国会において承認 承認を求めるの件送付通知書受領 医薬品、医療機器等の品質、 の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 有効性及び安全性

通知書を受領した。 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 の実施につき承認を求めるの件

議案通知書受領

閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 医薬品、医療機器等の品質、 五月十四日参議院から、本院の送付した次の内 有効性及び安全性

認することを議決した旨の通知書を受領した。 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 の実施につき承認を求めるの件 又同日参議院から、本院の送付した次の件を承

官

質問書提出

とおりである。 五月十四日議員から提出した質問主意書は次の

及び労働審判手続の実施に関する質問主意書 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判 (長友よしひろ提出)

エンゲル係数に関する質問主意書(長友よしひ

質問書転送

五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。 る質問主意書 融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関す

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し 漁獲可能量の配分等に関する質問主意書 太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への

医療サービス濫用への対策の必要性に関する質 外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や 等に関する質問主意書

五月十五日の議事日程は次のとおり、

部を改正する法律案(内閣提出) 株式会社地域経済活性化支援機構法の

に関する法律及び卸売市場法の一部を改正す二 食品等の流通の合理化及び取引の適正化 る法律案(内閣提出

第四 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給 与等に関する特別措置法等の一部を改正する する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 保険業法の一部を改正する法律案(内閣

進に関する法律の一部を改正する法律案(内 推進に関する法律及び資源の有効な利用の促 閣提出

第七 老朽化マンション等の管理及び再生の円

議 院

議案付託

案を委員会に付託した。 五月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出

四号) 関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に 法第三二号) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣 総務委員会に付託

消費者問題に関する特別委員会に付託

議決通知

案を承認することを議決した旨衆議院に通知し五月十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出

の実施につき承認を求めるの件 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出

案を可決した旨衆議院に通知した。 医薬品、医療機器等の品質、 の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 有効性及び安全性

令和七年五月十五日 (木曜日)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関

法律案 (内閣提出)

第六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の

る法律等の 滑化等を図るための建物の区分所有等に関す 一部を改正する法律案(内閣提出

事 異 動

の実施につき承認を求めるの件

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

法 務 省

高松区検察庁副検事に配置換する (丸亀区検察庁副検事) 副検事 丸茂 民夫

月 丸亀区検察庁副検事に配置換する (高松区検察庁副検事) 同 (以上五月十三 辻 康

官 庁 報 告

官 庁 事 項

公宗 登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する

する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録法律第百四十九号)第十七条の十九において準用 船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出が 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年

質問主意書転送

る同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、

次

あったので、同法第十七条の十九において準用す

のとおり公示する。

令和七年五月十六日

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がら ないことに関する質問主意書(浜田聡提出)(第 五月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

報告書提出

の一部を改正する法律案(閣法第四一号)審査 番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法 行政手続における特定の個人を識別するための 五月十四日委員長から次の報告書を提出 した。

法律公布奏上及び通知

議院に通知した。 五月十四日次の法律の公布を奏上し、 その旨衆

する公示

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関

変更年月日 令和七年三月二十四日

(変更後) 学校長 藤井 (変更前) 学校長 登録船舶職員養成施設代表者の氏名

南

登録船舶職員養成施設の名称

国土交通大臣

中野 海上自衛隊第

洋昌

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年

承認を求めるの件送付及び通知 の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

> 次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変 法律第百四十九号)第十七条の五の規定に基づき、

更の届出があったので、同法第十七条の十五第二

号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣

中野

た次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知し 五月十四日国会において承認することを議決し 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

隊第2術科学校 登録海技免許講習実施機関代表者の氏名 登録海技免許講習実施機関の名称 海上自衛

(変更後) 学校長 藤井 (変更前) 学校長 南 厚

三 変更年月日 令和七年三月二十四日

労

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 東北運輸局最低賃金公示第3号

をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項 金公示第4号)の一部を次のように改正する決定 3項及び第7項の規定に基づき、東北漁業(沖合 底びき網)最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第

令和7年5月16日 東北運輸局長 川崎

輸省令第35号)第8条の規定により公示する。 並びに船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運

209,700円」 東北漁業 (沖合底びき網) 最低賃金第5項中 を「219,700円」に改める

靐 浬

Ś この公示は、 令和7年6月15日から効力を生ず

玉

試 験

水先人試験の施行

定により、次のとおり公示する。 水先人試験の施行について、 水先法施行規則 (昭和二十四年経済安定本部令第一号)第十一条の規

令和七年五月十六日

水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日 他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験 国土交通大臣 中野

筆記試験

先び湾区佐 区鹿水、島 児先原水 島区原水 水及海先	先 区 の 浦 水	伏木水先区	釧路水先区	水先区
十年令 七六和 日月七	日二年令 十六和 四月七	十年令 七六和 日月七	二年令 十六和 日月七	期日
館) 留相 日本	号館) 号館) 一番の丸古屋 一番の丸二丁目 舎第名古 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の	舍新丁目 一 一 一 一 一 一 一 三 八 新 三 工 番 一 号 一 号 三 、 等 、 等 、 等 一 等 。 一 等 。 一 等 一 等 一 等 一 等 一 等 一 等 一	合同庁舎) (北海道札幌第二 中央区大通西十 (東道札幌市 (東海道市	場所
三) 無人 一二十〇〇一	中部運輸局海上安全環境部 中部運輸局海上安全環境部 中部運輸局海上安全環境部	工○一八五三七) 用厅舍二号館 郵便番号九 同厅舍二号館 郵便番号九 湯県新潟市中央区美咲町一 新潟美咲台 新潟美咲台 新潟美咲町 新潟美咲町	・ 出海道運輸局海上安全環境 ・ 出海道運輸局海上安全環境 ・ 出海道車・ 本・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	受験申請書提出先
		· 才	着六はよ(六令 日、る郵月和 日六場送六七 必月合に日年	限書受 提験 出請
			すよ方日合 るり運は格 。通輸、発 知局地表	日 合 格 発 表

金曜日

対して行う。 筆記試験は、 受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に

令和7年5月16日

方運輸局より通知する。 期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地

その他

2

た返信用封筒を必ず同封すること。 郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼っ

試験の詳細については、 試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する

筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知す 筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、

法務省告示配第二十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、

住所 富山市 令和七年五月十六日 法務大臣 鈴木 馨祐

周千隼 令和6年7月1日生

洋昌

住所 静岡県御殿場市 陳旭洋 昭和62年6月30日生

住所 沖縄県石垣市 ビアンカ・ムラカミ 昭和63年10月4日生

住所 秋田県南秋田郡井川町 嚴台鉉 昭和51年1月6日生

住所 大阪市鶴見区

洪貴美 昭和47年2月28日生

住所 大阪市平野区 金永浩 昭和43年6月5日生

昭和45年11月28日生 平成20年4月7日生

住所 福島県二本松市 金心美 平成22年8月9日生

ソーピッター・グラムタブ 平成11年7月8日

住所 仙台市泉区

住所 千葉県船橋市 劉智峰 昭和60年11月26日生

主所 岡山市北区 南潤津 平成2年1月30日生

李京磨 平成10年12月18日生

主所 福岡県中間市 李楠 昭和59年4月27日生

文尼瓦爾買合甫熱提 住所 茨城県つくば市 住所 東京都調布市 平成2年7月10日生

住所 東京都福生市 陳欣欣 昭和54年5月24日生

昭和62年11月5日生

郭東旭 令和4年5月18日生

住所 岡山県玉野市 キャサリン・サントス・タツノ 昭和49年7月

住所 静岡県沼津市

リジアネ・ユカリ・ハヤシダ 平成7年10月30

住所 静岡県富士市 カルアーラッチ・デシャン・チャミル

平成4

住所 東京都三鷹市

年7月21日生

馬佳 昭和61年1月29日生

住所 大阪府守口市

朴鳳任 昭和44年3月26日生

住所 大阪市浪速区 洪玲子 金成宝 平成6年4月2日生 昭和33年10月28日生

住所 大阪市生野区 金成勲 昭和59年12月13日生

金弘仁 昭和42年11月6日生

住所 大阪市城東区 劉知沙登 昭和59年7月26日生

住所 堺市西区 **鄭**貴司 昭和37年 3 月20日生

生所 大阪市浪速区 高富成 昭和61年10月2日生

主所 大阪府大東市 李榮子 昭和36年6月14日生 昭和30年12月19日生

住所 千葉県習志野市 高全楽 昭和41年10月31日生 馬桂娟 昭和38年3月22日生

住所 千葉県八千代市

ビマル・リマル 平成3年12月2日生

住所 東京都足立区 アヤン・リマル 令和5年3月13日生

タスピハ・アラム・タバスム アブドル・アウアル 昭和56年7月1日生 平成24年12月25

タヒヤ・アラム・タバスム 令和2年1月10日

住所 東京都八王子市

李直美 昭和34年12月7日生

住所 石川県野々市市 金富子 昭和29年6月6日生

住所 横浜市港南区 10月21日生 ニュートン・エドワルド・ツカモト 昭和45年

住所 東京都豊島区 リイン・デイビチ・ヤエ 昭和53年1月16日生

Ø Ŋ 住所 鹿児島市

洪静軒 平成6年10月18日生 陳昊昀 平成30年8月25日生 陳都成 令和4年3月9日生

住所 埼玉県八潮市

リュウキ・フローレス 平成6年11月24日生

住所 埼玉県川口市

ルパン・レイ 平成8年4月14日生

住所 さいたま市浦和区

羅追江村 昭和58年5月2日生

住所 埼玉県戸田市

金銀花 昭和54年3月19日生

鄭恩惠 平成22年5月31日生

住所 埼玉県川口市

王一郎 平成元年6月10日生

住所 埼玉県所沢市

司馬義江艾買提 昭和62年5月7日生 熱依汗那斯爾 昭和62年4月10日生

スマイルジャン・イルクナズ 平成29年12月6 日生

住所 埼玉県川口市

スバス・ラザ・カンデル 昭和56年10月6日生 レニール・カンデル 平成29年10月14日生 キアン・カンデル 令和3年11月1日生

住所 埼玉県八潮市

レー・ジィ・ハオ 平成12年2月19日生

住所 さいたま市南区

呉益妍 平成8年6月28日生

住所 埼玉県所沢市

ラジャゴパラン・ウマ・マヘスワリ 昭和38年 4月30日生

住所 東京都豊島区

高傑鋒 平成10年7月30日生

住所 大阪府交野市

孫夢榮 平成5年11月2日生

住所 大阪市福島区

陳明 平成18年2月8日生

住所 大阪市淀川区

王英純 平成5年1月21日生

住所 堺市堺区

モニケ・ユミ・コスタ・イトウ 平成9年3月 10日生

住所 大阪市住之江区

張美蘭 平成5年2月5日生 伍琉璃 令和5年10月4日生

住所 福岡県小郡市

グルビリンダル・シン 昭和57年7月6日生 マンディップ・コール 平成3年2月14日生 グルマント・コール 平成25年12月1日生 グルファテ・シン 平成28年8月31日生

住所 東京都武蔵野市

楊慧寧 昭和60年9月14日生 丁莉 昭和62年4月21日生

楊瑾熙 平成27年4月3日生

楊梓熙 平成30年6月5日生

楊羽熙 令和6年8月22日生

住所 群馬県前橋市

林琳琳 平成元年4月9日生

住所 滋賀県長浜市

李莎莎 昭和59年10月7日生 馮永成 平成26年11月14日生

住所 大分市

尚琳琳 昭和57年7月9日生 劉善祺 平成25年3月22日生 劉善禕 平成29年5月31日生

住所 岐阜県大垣市

李季春 昭和58年12月6日生 劉英博 令和2年8月5日生

住所 東京都江東区

スミート・パレク 昭和57年4月19日生 金美伊 昭和45年5月22日生

ヴィハナ・パレク 平成29年7月19日生



洒

工場財団

千葉県市原市五井海岸1番2五井ユナイテッド ジェネレーション合同会社の工場財団に、千葉県 市原市五井海岸1番五井火力発電所の機械、器具 等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利 を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、 本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年5月16日

千葉地方法務局市原出張所

有権者申出方

元当局所属公証人齋木稔久の身元保証金還付に つき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の 日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さ 61

令和7年5月16日

京都地方法務局

相続財産清算人の選仟及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和7年(家)第2034号

京都府京都市山科区北花山大林町1番地の5 申立人 産友商事株式会社

本籍和歌山県御坊市御坊155番地、最後の住 所滋賀県大津市馬場1丁目3番3号植田マン ション101号室、死亡の場所滋賀県大津市、 死亡年月日令和7年2月1日頃から10日頃ま での間、出生の場所和歌山県御坊市、出生年 月日昭和30年4月11日、職業アルバイト 被相続人 亡 小竹 德昌 滋賀県大津市京町3丁目5番12号京町第6森 田ビル4階 オアシス法律事務所 相続財産清算人 弁護士 片山 聡

大津家庭裁判所

令和7年(家)第2038号

滋賀県草津市野村1丁目25番27号増井ビル3

催告期間満了日 令和7年12月16日

申立人 青木 有里

本籍滋賀県野洲市竹生2039番地1、最後の住 所滋賀県守山市洲本町52番地 蛍の里、死亡 の場所滋賀県守山市、死亡年月日令和7年1 月16日、出生の場所滋賀県野洲郡野洲町、出 生年月日昭和17年3月25日、職業無職 被相続人 亡 川 勝次

大津市中央1丁目6-15垣見ビル2階 浜大 津法律事務所

相続財産清算人 弁護士 樋口 真也 催告期間満了日 令和7年12月18日

大津家庭裁判所

令和7年(家)第109号

京都府向日市寺戸町古城11番6 申立人 木内 香子

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2244番 地、最後の住所京都市西京区山田平尾町46番 地 特別養護老人ホーム京都厚生園、死亡の 場所京都市西京区、死亡年月日令和6年9月 8日、出生の場所京都市中京区、出生年月日 昭和5年3月31日、職業無職

被相続人 亡 米山 安子

事務所京都市中京区烏丸御池東入 アーバ ネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事

相続財産清算人 弁護士 住田 浩史 催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第348号

京都市西京区桂乾町1-1

申立人 穐山 健次

本籍京都市左京区一乗寺西閉川原町11番地、 最後の住所京都市左京区一乗寺西閉川原町11 番地、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日 令和6年12月11日頃、出生の場所京都市左京 区、出生年月日昭和16年11月13日、職業無職 被相続人 亡 樋口 幹夫

事務所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町10 山科 セントラルビル4階 山科総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 田篭 明 催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第542号

申立人 中島 忠之

京都市下京区鳥丸通仏光寺下る大政所町680 番地1 第八長谷ビル3 F

本籍京都市東山区大和大路通四条下る4丁目 小松町11番地40、最後の住所京都市伏見区深 草大亀谷東古御香町59番60番合地 京都老人 ホーム、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月 日令和7年1月3日、出生の場所京都市下京 区、出生年月日昭和13年6月17日、職業無職 被相続人 亡 新鉢 博一

事務所京都市中京区富小路通二条上る晴明町 668番地3 御所南Labo3階 真鍋法律 事務所

相続財産清算人 弁護士 真鍋 敦史 催告期間満了日 令和7年11月27日

京都家庭裁判所

令和7年(家) 第80194号

大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号 申立人 永和信用金庫 代表者代表理事 木村

本籍大阪府八尾市安中町5丁目5番、最後の 住所大阪府八尾市安中町5丁目5番54号、死 亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和4年 3月15日、出生の場所大阪府大阪市東成区、 出生年月日昭和21年2月3日、職業不明 被相続人 亡 東 芳薫

大阪市中央区北浜1-1-30リバービュー北 浜4階

相続財産清算人 弁護士 芳之内大輔 催告期間満了日 令和7年12月18日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80221号

大阪府寝屋川市池田本町16-41 K'sマン ション303号

申立人 杉長 降夫

本籍奈良県桜井市大字忍阪793番地、最後の 住所大阪府寝屋川市東大利町6番25号、死亡 の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年 10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所 大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和13年2月 6日、職業不明

被相続人 亡 竹内 弘司 大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビ ル北浜01 9階

相続財産清算人 弁護士 木虎 孝之 催告期間満了日 令和7年12月16日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80248号

京都市南区吉祥院新田弐ノ段町98番地 申立人 池澤 祐子

本籍京都市南区吉祥院新田弐ノ段町98番地、 最後の住所大阪府茨木市五十鈴町14番14号、 死亡の場所大阪市西淀川区、死亡年月日平成 24年1月26日、出生の場所京都市下京区、出 生年月日昭和37年4月3日、職業無職 被相続人 亡 池田 周史

大阪市北区堂島2-1-31京阪堂島ビル3階 相続財産清算人 弁護士 大江 智子 催告期間満了日 令和7年12月17日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80304号

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 申立人 福岡市長 高島宗一郎

本籍福岡県福岡市東区舞松原3丁目13番、最 後の住所大阪府大阪市天王寺区悲田院町1番 9-808号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺

区、死亡年月日令和元年6月24日頃、出生の 場所福岡県福岡市、出生年月日昭和40年8月 23日、職業不明

被相続人 亡 计 隆史

大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グ リーンビルディング4階

相続財産清算人 弁護士 奥村 太朗 催告期間満了日 令和7年12月17日

大阪家庭裁判所

令和7年(家) 第80379号

大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目22番4号ス プリングハウス201

申立人 土井佐知子

本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目 12番、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町南 2丁目22番4号 スプリングハウス302号、 死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月 日令和6年12月22日、出生の場所東京都大田 区、出生年月日昭和33年2月5日、職業不明 被相続人 亡 大串記代子

大阪市中央区本町4-4-25 本町オルゴビ ル2階

相続財産清算人 弁護士 細場 健太 催告期間満了日 令和7年12月23日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80399号

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 申立人 枚方市

本籍岐阜県瑞浪市陶町猿爪823番地、最後の 住所大阪府枚方市渚西1丁目5番15-402号、 死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日推定令 和5年7月28日から同年8月3日までの間、 出生の場所岐阜県恵那郡陶町、出生年月日昭 和24年3月27日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 洋介

大阪市西区江戸堀1-8-17イーエム肥後橋 8階

相続財産清算人 弁護士 山内 邦昭 催告期間満了日 令和7年12月18日

大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1704号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸甲404番 地、最後の住所神戸市須磨区離宮西町1丁目 6番3号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年 月日推定令和4年2月16日、出生の場所神戸 市神戸区、出生年月日昭和12年3月30日、職 業不明

被相続人 亡 坂本 和夫

神戸市中央区明石町32番地 明海ビル7階シ ノディア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高木佐和子 催告期間満了日 令和7年12月2日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40150号

大阪府箕面市白島2丁目23-1

申立人 入江 邦子

本籍大阪府大阪市淀川区田川3丁目15番地、 最後の住所兵庫県三田市学園3丁目2番地G 棟903号、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年 月日令和7年2月13日、出生の場所大阪府大 阪市東淀川区、出生年月日昭和28年6月3日、 職業無職

被相続人 亡 入江 浩 兵庫県三木市緑が丘町東1丁目1-50シラユ リ第1ビル3A号室 緑が丘法律事務所 相続財産清算人 弁護士 吉倉美加子 催告期間満了日 令和7年11月26日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第3号

鳥取県鳥取市幸町71番地

申立人 鳥取市 代表者市長 深澤 義彦 本籍鳥取県鳥取市栗谷町26番地、最後の住所 鳥取県鳥取市栗谷町26番地1、死亡の場所鳥 取県鳥取市、死亡年月日推定令和5年11月7 日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭 和45年11月3日、職業不明

被相続人 亡 米川 崇

鳥取県鳥取市西町1丁目210東邦ビル4階弁 護士法人TNLAW支所鳥取総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 山田 啓 催告期間満了日 令和7年11月28日

鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第30098号

広島市東区牛田南1丁目5番30-301号 申立人 松田佐智子

本籍広島県廿日市市峠960番地、最後の住所 広島市佐伯区五日市1丁目12番6号、死亡の 場所広島市佐伯区、死亡年月日令和6年12月 19日、出生の場所台南州新化郡新化街、出生 年月日昭和15年11月1日、職業無職

被相続人 亡 田中 忠

事務所広島市中区上幟町2番36-201号 相続財産清算人 司法書士 松田佐智子 催告期間満了日 令和7年11月26日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30017号

広島県福山市東桜町3番5号

申立人 福山市長 枝広 直幹

本籍広島県福山市大黒町173番地、最後の住 所広島県福山市引野町北3丁目1番27号、死 亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成4年 1月4日、出生の場所広島県福山市、出生年 月日昭和45年4月11日、職業不明

被相続人 亡 山田 亨

事務所広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号 相続財産清算人 司法書士 藤井 康章 催告期間満了日 令和7年11月30日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第30006号

広島県世羅郡世羅町大字下津田148番地2 申立人 玉本 孝幸

本籍広島県世羅郡世羅町大字下津田1761番地 1、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字下津 田1761番地1、死亡の場所広島県三次市、死 亡年月日令和7年1月27日、出生の場所広島 県世羅郡世羅西町、出生年月日昭和25年11月 18日、職業無職

被相続人 亡 玉本 健三

主たる事務所広島県庄原市中本町1丁目8番

相続財産清算人 司法書士法人広島北部司法事 務所

催告期間満了日 令和7年12月16日

広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第7024号

福岡県京都郡みやこ町勝山箕田404-7 申立人 大坪 篤子

本籍福岡県築上郡築上町大字上深野309番地 1、最後の住所山口県山口市小郡船倉町2番 27-904号 アルファスマート新山口駅東、 死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成30 年2月28日、出生の場所福岡県行橋市、出生 年月日昭和46年2月4日、職業不明 被相続人 亡 大坪 憲慶

山口県山口市中央4丁目3番4号 清水ビル 2 階

相続財産清算人 弁護士 徳田 恵子 催告期間満了日 令和7年11月25日

山口家庭裁判所

令和7年(家)第1050号

高知県南国市稲生1312番地 6

申立人 井上 末子

本籍高知県南国市稲生652番地1、最後の住所高知県南国市稲生1312番地6、死亡の場所高知県南国市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和49年5月3日、職業自由業

被相続人 亡 井上 髙広 事務所高知市長浜666番地

相続財産清算人 司法書士 西崎 信昭 催告期間満了日 令和7年11月30日

高知家庭裁判所

令和7年(家)第9014号

北九州市小倉北区城内1番1号 申立人 北九州市代表者市長 武内 和久 本籍佐賀県藤津郡太良町大字多良1494番地、 最後の住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1849 番地9、死亡の場所佐賀県藤津郡太良町、死 亡年月日令和6年3月23日、出生の場所佐賀 県藤津郡多良村、出生年月日大正13年11月15 日、職業不明

被相続人 亡 恵崎ユリ子 北九州市小倉北区木町3丁目6番7号 相続財産清算人 河原 一雅 催告期間満了日 令和7年12月2日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第4034号

宮崎市淀川3丁目7番28号申立人 河野由紀子

本籍宮崎県宮崎市東大淀2丁目162番地、最後の住所宮崎県宮崎市東大淀2丁目4番16号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和4年10月3日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和40年5月5日、職業会社役員被相続人 亡 渡邊 晴彦宮崎市上野町2番41号アクトスリー201号相続財産清算人 司法書士 横山 茂

宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第17009号

沖縄県沖縄市泡瀬2丁目17番30号 申立人 岡本留美子

催告期間満了日 令和7年11月28日

本籍沖縄県沖縄市美里4丁目2103番地2、最後の住所沖縄県沖縄市美里4丁目14番1号、死亡の場所沖縄県中頭郡北中城村、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所沖縄県沖縄市、出生年月日昭和19年5月10日、職業不明被相続人 亡 川上 正朝沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号相続財産清算人 平田 達彦

那覇家庭裁判所沖縄支部

山形家庭裁判所新庄支部

令和7年(家)第2007号

山形県最上郡舟形町舟形1684-41定住モデル 住宅1号棟

催告期間満了日 令和7年12月2日

申立人 津藤 洋一

本籍山形県最上郡鮭川村大字川口262番地、 最後の住所山形県最上郡鮭川村大字川口262 番地、死亡の場所山形県新庄市、死亡年月日 令和元年12月9日、出生の場所山形県最上郡 鮭川村、出生年月日昭和17年1月26日、職業 不詳

被相続人 亡 津藤太右工門 事務所山形県新庄市沖の町4番36号弁護士法 人手塚橋本法律事務所新庄事務所 相続財産清算人 弁護士 橋本 一馬 催告期間満了日 令和7年11月25日

令和7年(家)第20021号

栃木県下野市緑5丁目9番地3

申立人 芳村 勉

本籍栃木県下野市文教1丁目20番地23、最後の住所栃木県下野市文教1丁目20番地23家族の家ひまわり石橋218、死亡の場所栃木県下野市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所茨城県真壁郡竹島村、出生年月日昭和11年3月17日、職業無職

被相続人 亡 野村眞砂子

事務所栃木県栃木市昭和町6番19号 さくら メゾン1階 栃木フォレスト法律事務所 相続財産清算人 弁護士 古山 弘子 催告期間満了日 令和7年11月25日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第20005号

栃木県真岡市並木町1丁目13番地1 申立人 真岡信用組合 本籍栃木県芳賀郡益子町大字芦沼263番地、 最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字芦沼263 番地、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日 令和元年6月21日、出生の場所栃木県芳賀郡 七井村、出生年月日昭和21年2月13日、職業 無職

被相続人 亡 小宅 孝重 事務所栃木県真岡市荒町2丁目10番6 谷田 部ビル2階A室 もおか法律事務所 相続財産清算人 弁護士 永来 知宙 催告期間満了日 令和7年11月30日

宇都宮家庭裁判所真岡支部

令和7年(家)第20018号

千葉県木更津市富士見1丁目2番1号 申立人 木更津市長 渡辺 芳邦 本籍千葉県木更津市東太田1丁目16番、最後 の住所千葉県木更津市東太田1丁目16番18 号、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日 令和元年12月30日、出生の場所大阪府大阪市 浪速区、出生年月日昭和26年2月22日、職業 不明

被相続人 亡 冨口 悦孝 事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号か ずさ総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 古田 恭司 催告期間端7日 令和7年12月11日

千葉家庭裁判所木更津支部

令和7年(家)第20019号

千葉県木更津市富士見1丁目2番1号 申立人 木更津市長 渡辺 芳邦 本籍千葉県木更津市東太田1丁目16番、最後 の住所千葉県木更津市東太田1丁目16番18 号、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日 平成18年11月2日、出生の場所三重県度会郡 吉津村、出生年月日昭和16年8月2日、職業 不明

被相続人 亡 冨口由紀子 事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号か ずさ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 恭司 催告期間満了日 令和7年12月11日

千葉家庭裁判所木更津支部

令和6年(家)第30303号

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2丁目6番1号 申立人 鎌ケ谷市 本籍千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷3丁目26番、最後の住所千葉県市川市原木3丁目12番18-201号 京葉ハイツ、死亡の場所千葉県浦安市、死亡年月日令和4年3月30日、出生の場所東京府東京市品川区、出生年月日昭和17年6月13日、職業無職

被相続人 亡 星野 武史

事務所千葉県船橋市湊町2丁目12番4号湊町十二番館7階湊町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南 友美子 催告期間満了日 令和7年12月22日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70345号

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 申立人 みずほ信託銀行株式会社

本籍東京都世田谷区奥沢5丁目231番地1、 最後の住所東京都世田谷区奥沢5丁目5番12 号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令 和6年9月23日、出生の場所東京府荏原郡玉 川村、出生年月日昭和7年7月6日、職業不 詳

被相続人 亡 布 万里子 事務所東京都新宿区四谷本塩町 4 —40光丘四 谷ビル10階 ウィング総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 茶谷 幸彦 催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第40198号

神奈川県横浜市泉区和泉中央北5丁目16番 1-303号

申立人 小菅 知明

本籍神奈川県大和市草柳2丁目29番地、最後の住所横浜市南区六ツ川3丁目101番地13、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年1月9日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和37年9月28日、職業無職

被相続人 亡 小菅 栄

事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島 ビル4階

相続財産清算人 弁護士 小山 昌人 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40209号

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1594番地 申立人 杉山十四生

本籍神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1594番地、 最後の住所横浜市戸塚区名瀬町1594番地、死 亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令 和6年10月12日、出生の場所神奈川県横浜市 戸塚区、出生年月日昭和46年4月18日、職業 無職

被相続人 亡 杉山 千令 事務所横浜市中区住吉町2丁目21番地1フ レックスタワー横浜関内204

相続財産清算人 弁護士 木村 俊春 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40211号

神奈川県鎌倉市由比ガ浜2丁目4番39号 申立人 特定非営利活動法人湘南鎌倉後見セン ターやすらぎ

本籍東京都目黒区大橋2丁目642番地、最後の住所神奈川県鎌倉市城廻270番地2ささりんどう鎌倉、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日昭和8年12月1日、職業無職

被相続人 亡 岩崎 榮子

事務所横浜市戸塚区戸塚町121番地 大川原ビル4階

相続財産清算人 弁護士 小豆澤史絵 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第5054号

東京都目黒区下目黒6丁目16番13号申立人 株式会社ウダツ

本籍山梨県南都留郡道志村2510番地、最後の住所神奈川県横須賀市長沢4丁目21番1号、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和6年9月15日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和40年4月14日、職業不明被相続人 亡 山口 裕久

事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目8番地大和土地建物第3ビル5階

相続財産清算人 弁護士 角井 駿輔 催告期間満了日 令和7年11月25日 横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第7033号

長野市稲田2-7-16

申立人 坂本 浩

本籍長野県長野市大字高田725番地73、最後の住所長野市大字高田725番地73、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和25年1月12日、職業無職

被相続人 亡 町田 哲夫

長野市県町460番地2長教ビル2階戸崎・山 内法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山内 孝次 催告期間満了日 令和7年11月26日

長野家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第3008号

静岡県牧之原市波津1丁目14番地1 申立人 堀池 勇

本籍静岡県御前崎市比木1415番地、最後の住所静岡県御前崎市比木1415番地、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日平成29年6月28日、出生の場所静岡県小笠郡浜岡町、出生年月日昭和25年3月13日、職業不明

被相続人 亡 岡村 正信

催告期間満了日 令和7年11月28日

静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第3009号

静岡県牧之原市波津1丁目14番地1 申立人 堀池 勇

本籍静岡県御前崎市佐倉2107番地1、最後の住所静岡県御前崎市佐倉2107番地の1、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和3年12月23日、出生の場所静岡県榛原郡萩間村、出生年月日昭和4年12月25日、職業無職被相続人 亡 増田 信催告期間満了日 令和7年11月28日

間満了日 令和7年11月28日 静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第9023号

長崎市尾上町1番1号JR長崎駅ビル・オフィス617 弁護士法人福田・木下総合法律 事務所

申立人 相続財産清算人 弁護士 碇 健太郎

本籍長崎県長崎市立岩町72番地、最後の住所 長崎市立岩町1番27号、死亡の場所長崎県長 崎市、死亡年月日令和2年6月7日、出生の 場所長崎県長崎市、出生年月日昭和26年1月 28日、職業会社役員

被相続人 亡 引地純一郎

催告期間満了日 令和7年12月1日

長崎家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第2692号

神奈川県横浜市西区藤棚町2丁目209-10 申立人 市川 秀子

本籍神奈川県横浜市磯子区滝頭2丁目332番地、最後の住所不明

不在者 市川千惠子

大正5年2月15日生

届出期間満了日 令和7年8月22日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第250号

名古屋市守山区川東山1804番地

申立人 石川 祐惠

本籍名古屋市守山区川東山1804番地、最後の 住所名古屋市守山区川東山1804番地

不在者 魚澄 芳充

大正12年6月20日生

届出期間満了日 令和7年9月1日

名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第917号

大阪府藤井寺市西古室 1 丁目21番22—406号 申立人 久谷 浩

本籍大阪府藤井寺市東藤井寺町14番、最後の 住所大阪府大阪市住吉区我孫子5丁目

不在者 久谷 満夫

昭和9年3月1日生 届出期間満了日 令和7年8月31日

大阪家庭裁判所堺支部

令和6年(家)第105号

福岡市早良区梅林7丁目33番1号 申立人 末吉 勝幸

本籍佐賀県多久市多久町2314番地、最後の住 所佐賀県多久市多久町2314番地

不在者 末吉 宗近

昭和43年12月12日生

届出期間満了日 令和7年8月31日

佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第9号

沖縄県うるま市石川東恩納501-4番地 申立人 常山 秀子

本籍沖縄県うるま市石川377番地、最後の住 所沖縄県石川市字石川377番地

不在者 佐次田秀彦

昭和29年8月8日生

届出期間満了日 令和7年9月8日

那覇家庭裁判所沖縄支部

失踪宣告

令和6年(家)第1462号

本籍静岡県富士市入山瀬551番地2、最後の住所札幌市北区北19条西3丁目2番33-405号パームツリー北19条405号

不在者 藤田 将人

昭和54年4月6日生

令和7年4月5日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第77号

本籍東京都江東区南砂3丁目5番、最後の住所栃木県佐野市金吹町4番地5サンライフ金吹A-101

不在者 川村 吉彌

昭和21年11月7日生

令和7年4月8日失踪宣告審判確定

宇都宮家庭裁判所足利支部裁判所書記官

令和6年(家)第878号

本籍長崎県五島市上大津町750番地、最後の 住所埼玉県朝霞市栄町1丁目5番10号第2渋 谷荘106号室

不在者 阿野 勉

昭和33年3月16日生

令和7年4月19日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第37号

大阪市西淀川区姫島4丁目19番6号 申立人 アイビ産業株式会社 代表者代表取締役 土佐 修二

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月15日 令和7年4月17日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 T O 202838

金額 125,510円

支払期日 令和5年2月15日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三井住友銀行大阪中央支店

振出日 令和4年10月17日

振出地 白地

振出人 クリヤマジャパン株式会社 代表取締 役社長 小貫 成彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第274号

千葉県船橋市本中山4丁目16番6号 債務者 株式会社東和工建

代表者代表取締役 細川 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川名 秀太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1 時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第602号

千葉県市原市五所1661番地 債務者 株式会社アトラクト 代表者代表取締役 福原 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1 時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1867号

東京都中野区中野5丁目1番11号 債務者 有限会社フラワーユキ 代表者代表取締役 高橋トミ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱川 俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10 時

東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(フ) 第2436号

東京都港区芝大門1-15-10 吉實ビル3階 債務者 株式会社アネピス

代表者代表取締役 秋葉 美和

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千弥
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11 時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2541号

東京都千代田区一番町13番地2 債務者 株式会社システム・ディレクト 代表者代表清算人 三ツ矢諭右

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸本 有巨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2543号

東京都港区南麻布 4-13-8-3 F 債務者 合同会社知足

代表者代表社員 松尾昌次郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒澤 直木
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2580号

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

債務者 ジー・エヌ・インターナショナル株式 会社

代表者代表取締役 磯谷 亮輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野寺朝可
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2582号

東京都葛飾区東水元1丁目7番17号 債務者 株式会社ソラ

- 代表者代表取締役 竹石 昌子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 良輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11 時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2584号

東京都墨田区両国4丁目31番2号 債務者 株式会社ケイテック 代表者代表清算人 小林 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 哲朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2586号

東京都練馬区中村北2丁目20番11号-2 F 債務者 倍速DX株式会社 代表者代表取締役 吉沢 和雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 豪
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2614号

東京都足立区綾瀬5-24-10、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区亀有5-34-11 債務者 株式会社ウインド 代表者代表取締役 佐々木洋史

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山平 喜子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2616号

北海道虻田郡倶知安町北一条西1丁目11番地 債務者 株式会社MINE 代表者代表清算人 菅 万甲子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長野 孝昭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月1日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2621号

東京都江戸川区東小岩6丁目4番6号 嶋村マンション103

債務者 株式会社宝

代表者代表取締役 中川 雅充

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2638号

東京都世田谷区等々力4丁目5番9号 ラ・ パルフェ・ド・シャリテ502 債務者 株式会社YAMATE 代表者代表清算人 阿部 正晴

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2662号

東京都品川区東大井3丁目22番3-205号 債務者 ワタベフードサービス有限会社 代表者代表取締役 渡部 真広

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中田 裕規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2666号

東京都新宿区西五軒町4番10号 債務者 株式会社ディー・エイ・ティ・プラン ニンゲ

代表者代表取締役 瀬畑 慶一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生田 和也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2670号

東京都江東区豊洲3丁目5番3号 債務者 合同会社S&Eフロンティア 代表者代表社員 宮川昌太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田

4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで | 令和7年(フ)第2712号

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2694号

東京都港区六本木7丁目7番7号 Tri-SevenRoppongi8F

債務者 Makes Investment株 式会社

代表者代表取締役 高橋 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 麻 祐一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2710号

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目8番11-305号 債務者 株式会社センカ

代表者代表取締役 橋本 雅幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2711号

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目8番11-306号 債務者 株式会社ニューライン

代表者代表清算人 橋本 雅幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2 時

東京地方裁判所民事第20部

東京都渋谷区恵比寿南3丁目2番13号 債務者 株式会社ドゥニーム 代表者代表取締役 橋本 雅幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第162号

静岡県沼津市岡宮1306番地の2 グッドデイ ハウス205、前住所静岡県沼津市新沢田町11 番13号 アイディーコート沼津806

債務者 上村ロレナこと UEMURA LO RENA BULARAN

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破產管財人 弁護士 下田 朗弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第87号

茨城県稲敷郡阿見町大字曙144番地35 債務者 清水富士夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸恵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 4 日午後 1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第420号

神奈川県藤沢市高倉2308番地の1 プリオー ル湘南長後201

債務者 三上 和則

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 10日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第496号

東京都国立市中2丁目15番地の1グリーンピ ア国立B-202

債務者 僧野 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大西 啓介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 22日午後2時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第513号

東京都八王子市上柚木3丁目14番地5-606 債務者 福 輝彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第139号

新潟市西蒲区竹野町2463番地42 債務者 佐藤 千穂

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩原 一馬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所民事部

| 令和7年(フ)第27号

新潟県胎内市長橋下298番地2

債務者 小熊車体こと 小熊 行男

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 克哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月16日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ) 第104号

福島県郡山市富久山町久保田字大久保68番地 の1 エルム郡山201号

倩務者 佐藤 龍治

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齊藤 好明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第341号

徳島県徳島市国府町芝原字東分119番地の1 債務者 井若 由美

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木亜佐美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第272号

横浜市港南区笹下6丁目39番3-207号 債務者 吉川 謙介

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- □ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- □ 3 破産管財人 弁護士 阿部 康広
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月10日午前11時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第236号

静岡県伊東市南町1丁目2番12号 メゾンみ のり202号

債務者 内田 雅之

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荻 大祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第562号

札幌市豊平区豊平4条3丁目4番11-401号 債務者 泉川 歩美

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 麻生有美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第107号

茨城県那珂郡東海村舟石川駅東4丁目5番23 号 クレールソシアB-201号

債務者 宮内 美紗

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 彩香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第111号

茨城県常陸大宮市上岩瀬404番地 債務者 秋葉 康夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠崎 和則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第22号

富山市神通町一丁目2番35号、前住所富山市 神通町一丁目1番25号

債務者 アイディアライズことR&Tこと 野 田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 草野友里恵

- の期日 令和7年7月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 会和7年7月10日まで 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第813号

大阪市西区江戸堀1丁目23番21-701号 債務者 竹下 純平

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中崎 正博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第485号

埼玉県川口市弥平3丁目7番11号 弥平荘 103号、旧住所埼玉県川口市青木2丁目10番 6号

債務者 齋藤 隆裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第53号

釧路市鶴野東2丁目22番23号 ルミエールF 201号室

債務者 白幡 秀人

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤明日佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第52号

青森県八戸市大字長苗代字紺屋町6番地3 クラース1・101

債務者 一戸 敏樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第2269号

名古屋市緑区大高町字二番割78番地の4 債務者 岩田康博こと 李 明熙

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月31日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第28号

茨城県日立市多賀町1丁目11番28-306号 債務者 川﨑 正之

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第34号

茨城県日立市神峰町4丁目22番2-102号 債務者 古内 政子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 髙梨 亮輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第7号

兵庫県淡路市野島蟇浦299番地2 債務者 奥野 佳代

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

<u>ر</u>

令和7年(フ)第44号

佐賀県鳥栖市蔵上1丁目203番地 ドルフ弐番館101、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2152番地3 市営鳥栖南部団地アパート14棟11 債務者 別府 勉

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下津浦 公
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第98号

金沢市泉野町 4丁目20番2号 シニアハウス 香林苑泉野、従前の住所金沢市畝田西1丁目 87番地1

債務者 屋尾 陽一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 瑞季
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月1日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第405号

神奈川県海老名市中新田 4 丁目 4 番 3 -104 号

債務者 舟橋 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 順
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部

| 令和7年(フ) 第197号

静岡県藤枝市稲川1丁目11番48号 債務者 菊川 一夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第233号

埼玉県越谷市レイクタウン2丁目33番地17 レスポワールA101、旧住所埼玉県越谷市大 字向畑605番地7

債務者 鎌田 守力

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮下 智之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

| 令和7年(フ) 第178号

静岡市葵区北5丁目10番35号

債務者 吉田 人士

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第133号

函館市東山1丁目4番8号 債務者 鈴谷 寛子(旧姓大槻)

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第144号

函館市深堀町10番4号

- 債務者 上戸 真裕
- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第147号

函館市高松町435番地68 債務者 田中 孝治

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第158号

愛知県西尾市一色町一色南屋敷124番地 債務者 押領司 雅

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第282号

現住所秘匿、旧住所秋田県にかほ市平沢字坂 ノ下165番地

債務者 森 沙也香

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第518号

さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻 コーポ2-B

債務者 髙橋 勇貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第519号

さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻 コーポ2-B

債務者 森田 莉奈

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第606号

さいたま市緑区東浦和 4 丁目12番地13 アイ・テラス308

債務者 佐々木泰樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第650号

埼玉県戸田市笹目5丁目8番地の6

債務者 森 瞳(旧姓中村)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第667号

さいたま市中央区本町東3丁目14番7-304

債務者 田鎖ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第94号

群馬県高崎市上中居町707番地2 6号室 債務者 青木 綾子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第93号

静岡県三島市梅名391番地の1 ヴァン ヴェール梅名外苑113、前住所静岡県三島市 安久151番地の3 レオパレスSHUYU $\Pi - 109$

債務者 青木 貴子(旧姓神尾)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第583号

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘 2棟615号

債務者 磯尾 功

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第584号

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘 2 棟615号

債務者 磯尾 静代

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第688号

名古屋市緑区滝ノ水1丁目916番地 コート ヴィレッジ滝の水B棟203号

債務者 原田 明音

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第697号

愛知県清須市清洲1828番地 MY松原東103 債務者 沢崎 理奈(旧姓我満)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第730号

名古屋市名東区牧の里1丁目1317番地 ファ ミール牧の里102号

債務者 黒木小百合

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第739号

愛知県愛西市赤目町山之神30番地1 債務者 紺野 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第751号

名古屋市千種区徳川山町5丁目2番10-402 号 金児荘

債務者 近藤 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第799号

愛知県豊明市新栄町5丁目31番地1 ハイツ ストニーヒル3E号、従前の住所愛知県豊 明市前後町仙人塚1750番地426 ジラソーレ 仙人塚A棟102号

債務者 田中あかね

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第27号

京都府亀岡市篠町篠下西裏31-4 MARI 〇 PARK202号室、住民票上の住所京都 市西京区大枝東長町1番地206 アンプルー ルフェールエビンルード103号

債務者 長谷部彰大

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年(フ)第211号

香川県高松市宮脇町2丁目37番2-403号 市住、申立時の住所香川県高松市高松町1452 番批21

債務者 谷本みゆき

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第119号

香川県高松市元山町464番地8

債務者 鈴木 元希

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第115号

代替住所A(旧住所 佐賀県鳥栖市原町1322 番地2 CB鳥栖アジュール102)

債務者 松本 祐樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年6月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第118号

福岡県久留米市津福本町2199番地1 クレー ル津福Ⅱ 102号

債務者 高橋 重正

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第258号

北九州市小倉北区今町2丁目4番12号 信務者 後藤 泉

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第252号

川崎市川崎区南町7番地11 エンゼルハイム 川崎 203

債務者 鈴木 聖子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第258号

川崎市多摩区菅城下5番9号 グリーンヒル 多摩 106

債務者 松村 勇吹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

S

令和7年(フ)第68号

岐阜県各務原市那加織田町2丁目105番地 債務者 山口 延官

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第198号

静岡県藤枝市稲川1丁目11番48号 債務者 菊川千枝子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

送 | 令和7年(フ)第199号

静岡県藤枝市稲川1丁目11番48号 債務者 菊川 岳博

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第203号

静岡県静岡市清水区江尻町14番13-3号 債務者 平野 春枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第230号

静岡市駿河区西平松191番地の2 債務者 平 奈緒

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第232号

静岡市駿河区小鹿1030番地の1 三浦アパー ト1F北

債務者 白鳥富士夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第321号

京都市西京区大原野西境谷町2丁目9番地 24棟501号

債務者 久保 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第438号

福岡市南区大楠2丁目2番2-1103号 クリ エート日赤通り

債務者 久芳こずえ

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第535号

福岡市南区皿山1丁目8番5号 プレアール 皿山202号

債務者 石井 愛

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 会和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第651号

福岡市博多区大字立花寺173番地15 さわや か立花館

倩務者 山口 正人

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第664号

福岡市東区和白6丁目4番31-102号 メイ プルタウンⅡ

債務者 田中 美佐

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第671号

福岡市博多区博多駅前4丁目24番26-1103号 ピュアドームパレス博多

債務者 伴 綾華

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第228号

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿852番地9 夏 井ヶ浜リゾートマンション806号

債務者 戸髙 義満

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第255号

北九州市八幡西区小嶺台1丁目12番5-106

債務者 髙橋 祐次

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第22号

鹿児島県奄美市名瀬石橋町14番43号 債務者 中西 秀斗

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部 2 係

令和7年(フ)第2846号

東京都募飾区東立石2丁目6-13-205 債務者 水田 有子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2847号

東京都葛飾区東立石2丁目6-13-205 債務者 水田 庸子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(フ) 第2853号

東京都足立区梅島3丁目14-14 債務者 鬼久保瑠美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2855号

東京都足立区谷中4丁目10-12 ウィング T・北綾瀬302

債務者 池田 里美

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2915号

東京都杉並区下井草 4丁目24-16-103 債務者 齋藤 和昻

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2917号

東京都新宿区若松町21-12-102

債務者 村上 章

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2920号

東京都品川区小山台1丁目15-23

債務者 須藤 愼

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2921号

東京都品川区小山台1丁目15-23 債務者 須藤 エミ

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3028号

東京都中野区野方4丁目33-4 債務者 土岐 美行

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1260号

大阪市阿倍野区昭和町 1 丁目 5 番22号 サンロイヤル昭和町 II 503号

債務者 吉木 宏礼

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1602号

大阪府門真市宮野町3番11-202号

債務者 倉田 真

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1635号

大阪市生野区中川東1丁目9番12号 ラパン ジール勝山 3 E

債務者 古屋 功樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1688号

大阪府守口市八雲西町1丁目11番1-203号、前住所大阪府門真市三ツ島2丁目20番5-105号

債務者 高橋 桃華(旧姓古川)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和 7 年 7 月15日午後 1 時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2908号

東京都練馬区旭丘1丁目20-9-202 債務者 林 美幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和6年(フ)第2000号

福岡市南区大橋2丁目14番12号 破産者 株式会社ばさろCompanv

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第3931号

大阪市福島区福島 5 -12-19 破産者 株式会社なが乃太重郎

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5371号

大阪府枚方市茄子作3丁目8番1-103号 破産者 株式会社ヤオシュウ

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1557号

横浜市中区伊勢佐木町6丁目146-3ストーク伊勢佐木六番館301

破産者 株式会社グッドプロパティ

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2599号

横浜市中区羽衣町2-5-1宮本第1ビル

破産者 株式会社アド・クリエイション

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2908号

神奈川県大和市深見西4丁目6番11-208号 破産者 株式会社エリオス

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第305号

石川県白山市相木町100番地5

破産者 KSCコーポレーション株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第314号

広島市佐伯区美の里1丁目11番48-26号 破産者 有限会社高野内装

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和6年(フ) 第871号

福岡市南区花畑1丁目37番1号、開始決定時 の住所福岡市南区横手2丁目17番3-503号 第47川崎ビル

破産者 坂倉 章子

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第760号

福岡市博多区吉塚7丁目1番8-502号 ㈱環境開発吉塚第3社宅

破産者 牟田 勇樹

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- **の** 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1825号

福岡市南区弥永団地1番104号 市営弥永住 宅1棟

破産者 小田 賢人

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2001号

東京都足立区古千谷本町2丁目23番26号 シャンプラージュ103、開始決定時の住所福 岡市城南区七隈7丁目6番13号 シャンブル 七隈101号

破産者 近田 誠

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第653号

大阪市平野区長吉出戸1丁目5番10-207号 破産者 studio agateこと 金城 孝明

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5372号

大阪府枚方市茄子作3丁目8番1-103号 破産者 釡屋 和樹

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1558号

横浜市中区弥生町4丁目39番地2 第一山本 ビル503号

破産者 朝比奈秀二

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2970号

横浜市旭区東希望が丘46番地 クレスト希望 が丘203

破産者 遠山 智子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3037号

横浜市港北区富士塚1丁目1番8-408号 破産者 中西珠那子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第4号

和歌山県田辺市龍神村安井817番地 破産者 计 勇夫

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部

令和6年(フ)第316号

長崎県長崎市女の都4丁目7番4号 破産者 靏田 幸子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第505号

宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸599番地2 県住57-1-505、前住所宮崎市下原町332番 地2 アルファスマート青葉北Ⅱ306号 破産者 谷川 彩未

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第516号

宮崎市清武町加納甲2276番地 サンシャイン 平野Ⅱ弐番館102号、住民票上の住所宮崎県 延岡市野地町4丁目2197番地1

破産者 國料 政和

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 宫崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第23号

北海道旭川市三条涌11丁目右2号 破産者 上川地区学校生活協同組合

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

令和4年(フ)第112号

栃木県小山市大字網戸1840番地 破産者 青木塗装工業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和5年(フ)第1502号

千葉県習志野市東習志野6丁目2番14号 破産者 株式会社サンロード

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和5年(フ)第1503号

千葉市花見川区作新台3丁目23番5号 メゾンベールD103号

破産者 落合 忠

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第342号

千葉県八街市大関88番地34

破産者 前田 幸治

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和4年(フ)第7180号

富山県富山市婦中町速星1064番地 セフィラ 速星101号、開始決定時の住所兵庫県神戸市 西区伊川谷町有瀬1397-1 プロムナードB 104

破産者 佐藤 幸司

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第69号

富山県高岡市内島160番地 破産者 株式会社片山製作所

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第379号

茨城県水戸市元吉田町2973番地 ジョイ皿・ 207号

破産者 和泉 貴士

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第180号

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄263番地4、破産手続開始決定時の住所岡山市東区西大寺中野105番地15

破産者 モト・システム・デザインこと 河野 元文

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第736号

広島県呉市中央6丁目12番11-301号 破産者 森井 清子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第899号

広島県呉市中央 3 丁目12番18-206号 破産者 森井勁代志

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第1072号

広島市佐伯区美鈴が丘緑2丁目8番20号 破産者 相良 降

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第45号

山形県新庄市大字鳥越997番地の23 破産者 神部 明

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所新庄支部

令和6年(フ)第7号

新潟県佐渡市梅津2317番地1 朱鷺いろの杜梅津、開始決定時の住所新潟県佐渡市浜田140番地1 歌代の里

破産者 名畑 良平

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和6年(フ)第237号

宮崎市宮田町7番37号 若草病院、住民票上の住所宮崎市田野町乙3667番地 破産者 川越 孝二

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算についての異議申述期間が経 過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和6年(フ)第326号

仙台市青葉区上愛子字蛇台原42番地の9 ディユ・ラフィーネ106 破産者 伊藤 亜希

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月4日午後1時35分

令和7年5月7日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第12号

京都市南区吉祥院西定成町27番地、商業登記 簿上の本店所在地京都市南区吉祥院定成町18 番地

破産者 株式会社奥田商店

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月16日午前10時15 分

令和7年5月7日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1号

高知県安芸郡田野町2485番地9

破産者 大石 聡

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後1時30 分

令和7年5月7日

高知地方裁判所安芸支部破産係

破産債権の届出期間及び一般 調査期間

令和6年(フ)第102号

宮崎県都城市山田町山田9392番地13、前住所 宮崎県都城市上長飯町42番地3

破産者 亡田中芳文相続財産(被相続財産亡田 中芳文相続財産)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 2 一般調査期間 令和7年7月15日から令和7 年7月29日まで

令和7年5月8日 宮崎地方裁判所都城支部

債権者集会招集

令和6年(フ)第4010号

代替住所A (旧住所:大阪府枚方市走谷2丁目17番4号)

破産者 手のぬくもり整骨院こと 汁下 拓男

- 1 期日 令和7年7月10日午後2時40分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に 関する意見聴取、破産管財人の任務終了による 計算の報告

令和7年4月23日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

令和6年(フ)第388号

千葉県成田市並木町120番地21

破産者 井上 麗

| 異議申述期間 令和7年6月27日まで

令和7年5月2日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第71号

千葉市緑区大木戸町1200番地73 ケアハウス 千寿苑

破産者 佐野 功治

異議申述期間 令和7年7月1日まで 令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第55号

千葉市中央区花輪町46番地43 レオパレスバンビーノ花輪104号

破産者 廣澤 明美

異議申述期間 令和7年7月2日まで 令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第193号

千葉市若葉区若松町975番地18 ファミール 若葉101号

破產者 大崎 直年

異議申述期間 令和7年7月2日まで 令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第5253号

大阪府吹田市垂水町1丁目20番24号 (104) 破産者 野﨑 和久

| 異議申述期間 令和7年7月2日まで | 令和7年5月7日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第260号

千葉県市川市相之川2丁目14番22-301号(fakt2)

破産者 泉 智与

異議申述期間 令和7年7月3日まで 令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第278号

大阪府東大阪市西堤本通東1丁目2番31号 破産者 土井 光恵(旧姓広津)

異議申述期間 令和7年7月3日まで 令和7年5月8日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可決定

令和7年(フ)第12号

佐賀県伊万里市二里町八谷搦66番地 2 破産者 尾崎 博幸

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2024号

東京都千代田区神田佐久間町 4 丁目22番 1 号 清算株式会社 株式会社徳禅庵 代表清算人 海庵 誠二

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和5年(ヒ)第2057号

東京都渋谷区渋谷1丁目1番16号 清算株式会社 株式会社TAKE OFF 7

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2009号

東京都中央区日本橋茅場町2丁目5-5 S K 茅場町ビル8階

清算株式会社 株式会社ジェイエスティソ リューションズ

代表清算人 黒岩 義浩

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 次の協定を認可する。 協定

100 AL

第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社 ジェイエスティソリューションズ(以下「清 算株式会社」という) に対する本特別清算 手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という)とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

- 3 弁済の方法及び端数の処理
- (1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続に おける清算人代理事務所(東京都千代田 区丸の内1-9-2グラントウキョウサ ウスタワー13階)において行う。ただし、 協定債権者が金融機関の口座に振り込む 方法を指定した場合は、当該口座への振 込により弁済する(振込手数料は金融機 関の口座に振り込む方法を指定した協定 債権者の負担とする)。

(2) 弁済における端数の処理 協定債権の弁済において生じる弁済額 の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権の弁済及び放棄

1 協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の佐取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する

2 協定債権の放棄

各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3 追加弁済

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(上)第2号

長崎市築町5番10号 清算株式会社 株式会社IS 代表清算人 井上 勤

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、協定債権者ひぐち不動産 グッドライト株式会社に対し、本協定の認可 決定が確定した日から1か月以内に、換価代 金から必要な費用を控除した残額を弁済す る。
- 2 前項の弁済は、協定債権者ひぐち不動産 グッドライト株式会社の指定する金融機関の 口座に振込送金する方法で支払う。ただし、 振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 3 協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式 会社は、第1項の弁済を受けたときは、清算 株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額 を控除した残額について、その債務を全部免 除する。
- 4 協定債権者長崎県信用保証協会は、本協定 認可決定確定時において、清算株式会社に対 する協定債権につき、その債務を全部免除す る。
- 5 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。ただし、この場合において、協定債権者ひぐち不動産グッドライト株式会社が第3項により行った債務の免除は、弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

長崎地方裁判所

曜

監督命令

令和7年(再)第1号

鹿児島市桜島武町26番地1 再生債務者 有限会社海幸

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監 督を命ずる。
- 2 監督委員 鹿児島市金生町1番1号 ラウン ドクロス鹿児島5階 南日本総合法律事務所 弁護士 西 達也 令和7年4月28日

鹿児島地方裁判所民事第3部

再生計画認可

令和6年(再)第1号

島根県松江市東出雲町揖屋1196番地 再生債務者 医療法人ちどり

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再 生計画には、民事再生法174条2項各号に該当 する事由はない。

令和7年4月28日 松江地方裁判所民事部

再牛手続終結

令和2年(再)第13号

大阪府枚方市山之上西町32番15号 再生債務者 医療法人愛成会

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した 後3年が経過した。

令和7年4月30日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和7年(再イ)第22号

神戸市中央区磯辺通2丁目1番23-502号 再生債務者 野村 侑希

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第58号

兵庫県西宮市門前町15番27号 再生債務者 近藤 奨吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 | 令和7年(再イ)第3号 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第74号

兵庫県西宮市津門川町12番7-204号 再生債務者 中川 秀光

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第90号

兵庫県西宮市南昭和町2番6-103号 再生債務者 安川 美穂

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第16号

福岡県飯塚市菰田110番地1 再生債務者 佐藤 将貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和6年(再イ)第22号

福岡県飯塚市鯰田2517番地253

再生債務者 田中 翼

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈323番地26 再生債務者 三毛 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで

令和7年5月7日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和7年(再イ)第4号

秋田県潟上市天王字追分92番地5

再生債務者 佐藤 貴博

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月29日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第19号

新潟県胎内市東牧1208番地96 再生債務者 髙橋 照夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月29日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月8日

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(再イ)第6号

鳥取県倉吉市海田西町1丁目43番地1 再生債務者 森田実樹男

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月29日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部

令和6年(再イ)第40号

宮崎市大字恒久6825番地2 再生債務者 吉野 由澄

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月8日

宫崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による変更再 生計画案を書面決議に付する 決定

令和4年(再イ)第26号

香川県高松市牟礼町牟礼2523番地3マリオン 八栗605号

再生債務者 田井 涼司

- 1 決議に付する変更再生計画案 令和7年4月 25日付け変更再生計画案
- 2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年 5月26日まで

令和7年4月28日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計 画認可

令和6年(再イ)第17号

佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地597 再生債務者 川野 智子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和7年4月25日 佐賀地方裁判所武雄支部

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第2号

三重県鈴鹿市東旭が丘2丁目2番3号 再生債務者 芝田

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日 津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第3号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359 再生債務者 七戸 雅義

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第4号

秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場1番地359 再生債務者 七戸由美子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第14号

京都府木津川市加茂町里宇留志32番地 再生債務者 遠藤 公男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月8日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再口)第3号

福島市飯坂町字山ノ下9番地の1 再生債務者 青木 雄司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月6日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月7日

福島地方裁判所

所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求

又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

令和7年(チ)第1号

東京都北区豊島 5 - 2 - 20 - 101

(不動産登記記録上の住所) 東京都北区豊島 七丁目16番6号

申立人 片柳由美子

亡松田信夫の最後の住所 埼玉県川口市上青 木西2丁目1番5-102号 中銀青木公園団 地5号棟

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県川口市西 川口一丁目31番16号

所在等不明共有者 亡松田信夫相続財産

届出期間満了日 令和7年8月29日

令和7年4月28日

札幌地方裁判所苫小牧支部

(別紙) 物件目録

所在 苫小牧市字錦岡

地番 495番244

地目 山林

地積 1451平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

令和7年(チ)第2号

熊本県人吉市下原田町字瓜生田388番地

申立人 渕上 良治

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 球磨郡球磨村大 字三ケ浦丙26番地

所在等不明共有者 川口 止

届出期間満了日 令和7年8月29日

令和7年4月28日 熊本地方裁判所人吉支部

(別紙) 物件目録

所在 球磨郡球磨村大字三ケ浦丙字那良口

地番 24番 2

地目 宅地

地積 125.01平方メートル

止の共有持分 3分の2 共有者 川口

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。

令和7年(チ)第1号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地8

申立人 株式会社ECO Peace

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北海道虻田郡倶 知安町南3条西2丁目11番地

所有者 坂口トシヱ

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虻田郡倶知安町字翼

地番 149番10

地目 山林

地積 3292平方メートル

令和7年(手)第2号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地8

申立人 株式会社トライ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都千代田区 飯田橋3丁目11番22号

所有者 国土地研株式会社

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虻田郡倶知安町字翼

地番 148番1

地目 山林

地積 606平方メートル

令和6年(チ)第8号

秋田県男鹿市船越字前野98-42

申立人 下間 俊悦

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 秋田市飯島美砂 町1番26号

所有者 新酒 賢一

届出期間満了日 令和7年6月25日

令和7年4月25日

秋田地方裁判所民事第2部

(別紙) 物件目録

1 所在 潟上市天王字細谷長根

地番 79番35

地目 原野

地積 350平方メートル

所在 潟上市天王字細谷長根

地番 32番47

地目 公衆用道路

地積 57平方メートル

令和7年(チ)第3号

兵庫県伊丹市北本町3丁目105番地

申立人 株式会社精和工業所

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 兵庫県尼崎市崇

徳院二丁目76番地

共有者 中村 清洲

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 兵庫県尼崎市東

難波町五丁目29番1号

共有者 芦野 善文

届出期間満了日 令和7年6月30日

令和7年4月30日 神戸地方裁判所伊丹支部

(別紙) 物件目録

所在 伊丹市北本町三丁目

地番 88番

地目 宅地

地積 3,43平方メートル

令和7年(チ)第1号

山口市鋳銭司5698番地2

申立人 山口市鋳銭司土地改良区

(亡兼行文男の最後の住所及び不動産登記記

録上の住所) 山口市大字鋳銭司4878番地

所有者 亡兼行文男相続財産

届出期間満了日 令和7年6月27日

令和7年4月23日

山口地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 山口市鋳銭司字鍛冶屋河内

地番 4724番1

地目 田

地積 1588平方メートル

2 所在 山口市鋳銭司字鍛冶屋河内

地番 4724番2

地目 公衆用道路

地積 62平方メートル

m	3	所在	山口市鋳銭司字鍛冶屋河内		
2	_	地番			
, ,		地目			
		地積	512平方メートル		
	4	所在	山口市鋳銭司字鍛冶屋河内		
		地番	4730番 1		
		地目	田		
. 4.			1040平方メートル		
日	5	所在	山口市鋳銭司字丸山		
1465		地番	4763番		
46		地目	畑		
1			19平方メートル		
選	6		山口市鋳銭司字久保田		
~~			4822番		
		地目	田 1523平方メートル		
	7	地積	1523平万メートル 山口市鋳銭司字小木戸		
	7	川仕 地 妥	4835番 1		
		地目			
ΞX			933平方メートル		
-1 KH	8		山口市鋳銭司字小木戸		
			4835番 2		
			公衆用道路		
ĹΠ			23平方メートル		
`	9	所在	山口市鋳銭司字小木戸		
		地番	4835番 4		
		地目	田		
Ш тт 1441		地積	1210平方メートル		
金曜日			(チ) 第6号		
√ [F]			合志市福原1077番地		
Ш			西島 久子		
9	15		部 不明		
7	,=		至登記記録上の住所)菊池郡合志町大 の1.634 th		
Ħ			016番地		
Ŋ	共有者 村崎 政一 届出期間満了日 令和7年6月27日				
年	庙田朔间禰 口 〒4 7 年 6 月 27 日				
/	「別紙」 物 件 目 録				
涌			合志市福原字新山		
∢Ľ			1396番 3		
		地目	山林		
			593平方メートル		
		不明却	ķ有者の持分 54分の2		

_	和 7 年	(チ) 第1号
		·
		石井 大輔
		計
		登記記録上の住所)(記載なし)
		不明(管理者 琉球政府)
ф		了日 令和7年6月26日
		4月25日 那覇地方裁判所
	(別紙)	物件目録
1	所在	那覇市若狭2丁目
		13番 9
	地目	
	地積	13.37平方メートル 那覇市若狭2丁目
2	所在	那覇市若狭2丁目
	地番	13番10
		宅地
		4.49平方メートル
3		那覇市若狭2丁目
		13番11
	地目	
		2.14平方メートル
4		那覇市若狭2丁目
		13番12
	地目	宅地 13.15平方メートル
_		
5	が任 地番	那覇市若狭2丁目 13番13
		宅地
6	近何	6.54平方メートル 那覇市若狭2丁目
J		13番14
		宅地
	地積	13.24平方メートル
7	所在	那覇市若狭2丁目
	地番	13番15
		宅地
	地積	6.90平方メートル
8	所在	那覇市若狭2丁目
	地番	13番16
	地目	宅地
	地積	11.04平方メートル
9	所在	那覇市若狭2丁目
	地番	13番17
	地目	宅地

地積 8.87平方メートル

10 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番18 地目 宅地 地積 4.32平方メートル 11 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番19 地目 宅地 地積 11.00平方メートル 12 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番20 地目 宅地 地積 11.00平方メートル 13 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番21 地目 宅地 地積 10.96平方メートル 14 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番22 地目 宅地 地積 11.18平方メートル 15 所在 那覇市若狭2丁目 地番 13番23 地目 宅地 地積 11.07平方メートル

会社その他の公告

40世公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。 効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の 株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に 基づく議失権を行使することができる株主全員の 同意)は令和七年六月十八日に予定しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸售対照表の期示比別は欠のとおり です。

(甲) 陽載紙 官報 掲載の日付 令和七年三月二十八日 掲載頁 六十三頁 (号外第六十九号)

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年三月二十八日 掲載頁 六十三頁(号外第六十九号) 令阳七年五月十六日

東京都港区完入門四丁目一番一三号

(甲) 株式会社コムニコ

代表取締役 長谷川直紀

東京都港区完入門四丁目一番一三号

(乙) 株式会社DXディライト 代表取締役 守屋 哈央

40世公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月十九日 掲載頁 七十三頁 (号外第一七一号)

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和六年七月二十六日 掲載頁 八頁

令和七年五月十六日

東京都港区西森布一丁目二番九号

(甲) 株式会社ロッピングライフ

代表取締役 中村 暫告

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

(乙) 株式会社イツティ

代表取締役 尾崎 稚姿

40世公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続し、乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。

- (⊞) https://www.daiki-axis.com/
- (N) https://www.daiki-axis.com/

令阳七年五月十六日

東京都中央区東日本橋二丁目一五番四号

(甲) 株式会社ダイキアクシス・サステ イナブル・パワー

代表取締役 堀淵 昭洋

埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目三番二

(乙) 株式会社メデア

代表取締役 堀淵 昭洋

令和七年五月十六日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 官報

 \mathbb{Z} 掲載頁 掲載の日付 令和六年九月二十六日 九十五頁(号外第二二四号)

令和七年五月十六日 掲載紙 掲載の日付 令和六年九月三十日 一三五頁(号外第二二八号)

香川県高松市成合町九三〇番地一〇

東京都港区芝浦一丁目一番一号 (乙) 株式会社ティーネットHPシステ (甲) 株式会社ティーネットジャパン 代表取締役社長 木本 泰樹

代表取締役社長 山根信一郎

吸収分割公告

主総会の承認決議は令和七年六月三十日に予定し する権利義務を承継することにいたしました。 目一一番一七号)の海外発電機レンタル事業に関 ル株式会社(乙、 ております この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月一日であり、甲の株 当社(甲)は、 住所大阪市中央区東心斎橋一丁 吸収分割により西尾レントオー

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.nishio-rent.co.jp/ (甲) https://www.sacos.co.jp/ir/index.html

東京都品川区東五反田四丁目五番三号 サコス株式会社

瀬尾

代表取締役 伸

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ことにいたしましたので、公告します。 権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させる なお、 この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公 左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

29

(乙)金融商品取引法による有価証券報告書提出 確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十六日 スビル五階 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレ (甲) 株式会社BCJ-94

(乙) 三菱ケミカルグループ株式会社 代表執行役 筑本 学

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 れを承継させることにいたしました。 及びHMO事業に関する権利義務を承継し乙はそ この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は吸収分割して甲は乙のアミノ酸事業

掲載頁 一一一頁(号外第七十二号) 掲載の日付 令和七年三月三十一日

代表取締役 深田

吸収分割公告

はそれぞれを承継することにいたしましたので公 スメ事業に関する権利義務を承継させ、乙及び丙 カルチャー事業に関する権利義務を、丙に甲のコ 左記会社は吸収分割して甲は、乙に甲のヤング

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙・丙) 確定した最終事業年度はありません。

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号 代表取締役 杉本 勇次

確定した最終事業年度はありません

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報

令和七年五月十六日 東京都中央区晴海一丁目七五番地

東京都千代田区大手町一丁目六番一号 (甲) Plumino精密発酵日本株式 代表取締役 下瀬 強

(乙)協和発酵バイオ株式会社 浩司

債権者及び株主等関係者

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号 代表取締役 片石

代表取締役 片石

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 ることにいたしました。 業に係る権利義務を承継し、 に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事

ました。

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号 (甲) 鎌倉キャピタル合同会社

(乙) 合同会社たぬたぬ蓄電

組織変更公告

株式会社に組織変更することにいたし

令和七年五月十六日 群馬県前橋市千代田町二丁目二—一一GS

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 変更後の商号は株式会社サムライ・メディアワー効力発生日は令和七年六月二十日であり、組織 クスとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十六日 三三 埼玉県所沢市くすのき台二丁目二一番六号

合同会社サムライ・メディアワークス 代表社員 杉田 求

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号令和七年五月十六日 (甲)株式会社 yutori 貴展

令和七年五月十六日

埼玉県朝霞市膝折町二丁目五番二号

合同会社エコロジカル・ライフ・テクノ

代表社員 牛山

弘成

東京都世田谷区北沢二丁目五番二号 代表取締役 (乙) 株式会社YZ 誠

ました。

組織変更公告

ロジー

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

(丙) 株式会社 Pool 貴展

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

形町デュープレックス一一〇二

合同会社ゼロイチスタート

代表社員

諸藤

哲耀

東京都中央区日本橋堀留町二丁目七―一人

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号令和七年五月十六日

組織変更公告

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

代表社員 金谷 正文

変更後の商号はNEXTSHIP株式会社としま

効力発生日は令和七年六月十八日であり、

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十六日

名古屋市中区栄三丁目三二番二二号

NEXTSHIP合同会社

代表社員

中根

由尚

代表社員 小口 裕太

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

レジデンス二F

組織変更公告 株式会社に組織変更することにいたし

代表社員 豊川合同会社syms p l 雄太 ました。 当社は、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十六日 名古屋市中村区平池町四一六〇一五ロイヤ

ルパークスerささしま一三三一号室 datarein合同会社

代表社員 吉川 涼也

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

後の商号はベタープレイス株式会社とします。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月一日であり組織変更

令和七年五月十六日 広島市中区宝町一○番五号三○二

代表社員 正本 浩

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日

官

組織変更公告

当社は、 この組織変更に異議のある債権者は、 株式会社に組織変更することにいたし 本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月十六日 沖縄県中頭郡北谷町字桑江六〇三番地一

P l u s. 代表社員 高宮城 M合同会社 誠

資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円 令 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、計算書類の報告義務はありません。 和七年五月十六日

千葉市稲毛区作草部一丁目一番七二号 代表取締役 岡田 敦志 有限会社アスカー事務機

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 六十円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を七千九百十二万七千五百 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 七十三頁 (号外第九十四号) 東京都町田市原町田一丁目七番一七号 和七年五月十六日

金曜日

AI確認検査センター株式会社 代表取締役 朝隈 文雄

資本金の額の減少公告

四十円減少し、三千万円とすることにいたしまし 当社は、資本金の額を八千百七十二万八千二百

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和 **7** 年 **5** 月 **16** 日

令 https://info.angel-navi.com/company 東京都港区赤坂一丁目一二番三二号 和七年五月十六日 エクイティファンディング株式会社 代表取締役 白石 陽介

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 にいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二億五万円減少すること

です。 掲載頁 七十四頁 (号外第二五八号) 掲載紙 官報 令和七年五月十六日 掲載の日付 令和六年十一月 日日

代表取締役 清塚 徳

資本金の額の減少公告

した。 千四十円減少し、九千万円とすることにいたしま 当社は、資本金の額を七億六千六百三十九万七

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円減少し一億円とすることにいたしました。当社は、資本金の額を五億七三七四万一六一九 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月十六日 確定した最終事業年度はありません。 東京都千代田区大手町一丁目九番二号

資本金の額の減少公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

計算書類の公告義務はありません。

掲載頁 二頁

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

ルズステーションタワー一九階 東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒ 株式会社SK 2

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十六日金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 東京都港区赤坂九丁目七番 号

代表取締役 梅景 匡之

株式会社地域銘菓活性化機構 代表取締役 後藤 伸之

令和七年五月十六日

有限会社松隈ビル

準備金の額の減少公告

式交換による資本準備金の増加額の全額を減少す ることにいたしました。 大和建工株式会社及び株式会社大和製作所との株 当社は、令和七年七月一日を効力発生日とする

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 掲載紙 官報

です。

令和七年五月十六日 http://www.xiaozhu.jp

の内ビルディング

KUAIPAO JAPAN株式会社

代表取締役

王

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸

令和七年五月十六日 掲載頁 五十八頁 (号外第一〇三号)

東京都江東区北砂六丁目一九番一三号 株式会社なごみエンタープライズ

準備金の額の減少公告 代表取締役 北川

金の額が増加することを条件に、その増加額全額 を減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当会社は、株式交換を行うことにより資本準備

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月十六日 なお、確定した最終事業年度はありません。

静岡県浜松市中央区米津町一一九〇番地 浜液ホールディングス株式会社

代表取締役 山下洋一

資本金及び準備金の額の減少公告

十八万二千五百五十円減少し、それぞれ一億円、 了しております 九億円とすることにいたしました。 千五百五十円、資本準備金の額を三億二千八百三 株主総会の決議は、令和七年四月二十五日に終 当社は、資本金の額を三億二千八百三十八万

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月十六日 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

福岡市博多区南本町一丁目三番一一号

令和七年五月十六日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

代表取締役 松隈 孝則

資本金及び準備金の額の減少公告

代表取締役

山野 智久

アソビュー株式会社

減少し、それぞれ四〇、六二六、七八五円、〇円、資本準備金の額を一五〇、〇〇〇、〇〇〇円当社は、資本金の額を一五九、三七三、二一五 とすることにいたしました。 尚、株主総会の決議は令和七年五月一日に終了

しております。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年五月九日

資本金及び準備金の額の減少公告

竜生

十一万九千百八十六円減少することにいたしまし千百八十七円、資本準備金の額を二億三千二百三 当社は、資本金の額を二億三千二百五十五万九

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月十六日 https://tsukulink.net

東京都渋谷区代々木一丁目四番一号

代表取締役 ツクリンク株式会社 内山 達雄

資本金及び準備金の額の減少公告

百五十円、資本準備金の額を七億六千三百四万七当社は、資本金の額を八億二百四十三万六千五 千五百九円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 https://cynosbio.com 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月十六日 号CynosBio株式会社東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番一五 代表取締役 石川

資本金及び準備金の額の減少公告

円、資本準備金の額を六億七五五〇万円減少する ことにいたしました。 社は、資本金の額を五億七五五〇万五〇〇〇

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。

東京都文京区向丘一丁目一四番二一二〇六号

令和七年五月十六日

代表取締役 株式会社Mint 武藤 公明

基準日設定につき通知公告

式の割当てを受ける株主と定めましたので公告し る株式一株を一・二五株とする株式分割により株 日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有す 社は、令和七年七月一日を基準日と定め、同

令和七年五月十六日 東京都千代田区九段南四丁目六番一二号

代表取締役社長 長尾 昌高 株式会社石本建築事務所

定款変更につき通知公告 当社は、令和七年六月二十七日付で株券を発行

官

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。 なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号 共栄商事株式会社

令和七年五月十六日

代表取締役 矢吹 克明

定款変更につき通知公告

につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける 当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得

令和七年五月十六日 なお、効力発生日は令和七年六月二十七日です。 ことにいたしましたので公告します。

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号 共栄商事株式会社

令和七年五月十六日

茨城県つくば市桜が丘一一番地四

相続財産清算人 前

敏夫

代表取締役 矢吹 克明

31

定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし 当社は、令和七年五月三十一日付で株券を発行

なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都新宿区中里町二七番地

定款変更につき通知公告

ので公告します。 る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 当社は、令和七年六月十九日付で株券を発行す

令和七年五月十六日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

川崎市中原区木月二丁目二三番二〇号

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 代表取締役 谷口 一成

異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇 雄が令和七年六月三十日付で退任することに対し 月以内にお申し出下さい 当社の全ての日本における代表者である大原光

令和七年五月十六日 東京都世田谷区深沢七丁目一八番三号グラ

ンポート深沢二〇二

Tybourne Capital Advisory Limited 日本における代表者 大原 光雄

限定承認公告

の住所茨城県牛久市神谷二丁目三四番地六六 本籍茨城県つくば市桜が丘一一番地四、最後

相続人は令和七年五月七日水戸家庭裁判所龍ケ崎 に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 出がないときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和六年十一月六日死亡し、その 被相続人 亡 前 浩史

令和七年五月十六日

株式会社トライ・エックス 星野 光宏

代表取締役

株式会社タイツウ

令和七年五月十六日 大阪府枚方市楠葉並木一丁目四三番

限定承認公告

に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 続人は令和七年五月七日鹿児島家庭裁判所加治木 後の住所鹿児島県霧島市隼人町松永二丁目一 本籍鹿児島県鹿児島市喜入町五九七番地、最

に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 の相続人は令和七年五月八日東京家庭裁判所立川 番、最後の住所東京都町田市三輪緑山二丁目 本籍大阪府大阪市住之江区新北島三丁目九 右被相続人は令和七年一月二十九日死亡し、そ 被相続人 亡 川井 邦雄

令和七年五月十六日 東京都町田市三輪緑山二丁目一二番地 相続財産清算人 川 井 良

出がないときは弁済から除斥します。

限定承認公告

申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の 限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 の相続人は令和七年五月七日大阪家庭裁判所にて ときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和四年九月二十九日死亡し、そ ひなた生野 所大阪府大阪市生野区田島六丁目九番二〇号 本籍大阪府寝屋川市石津南町三番、最後の住 被相続人 亡 相河 良治

限定承認者 黒川 愛世号

及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 出がないときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和七年二月六日死亡し、その相 被相続人 亡 丸田 展弘

福岡県糟屋郡新宮町夜臼一丁目五番 三〇三号 相続財産清算人 丸田 六 令和七年五月十六日

投資主総会招集につき通知公告

ます。 令和七年七月十七日に投資主総会を開催いたし

令和七年五月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番一号 第一生命総合リート投資法人

雅登

任意清算公告

会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の 権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申 いたしますので、この清算の方法に異議のある債 同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を し出下さい。 当社は、令和七年三月三十一日をもって解散し、

令和七年五月十六日

0) 福岡県久留米市田主丸町田主丸九二七番地 合資会社古賀製材所

洋

優先資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 当社は、優先資本金の額を三億六千万円減少す

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月十六日 http://www.asa-epn.jp/ir/00000846/p6q5

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

ERJ・ホテルB・インベストメンツ特 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

百万円減少することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金百二十五億二千八

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 四十七頁 (号外第二五二号) 掲載の日付 令和六年十月二十九日

令和七年五月十六日 タックス税理士法人内 東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

取締役 シード特定目的会社 壽命 正晃

令和七年五月十六日

http://www.ko-koku.jp/

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

優先資本金の額の減少公告

することにいたしました。 当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日 令和七年五月十六日 掲載頁 二〇七頁 (号外第八十一号)

タックス税理士法人内 取締役・中村・武水ワイトベース特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

四号室嶋本公認会計士事務所気付 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇

PS1特定目的会社 泰治

取締役 嶋本

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億七千五百万

金曜日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

令和七年五月十六日 http://www.ko-koku.jp/ び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和 **7** 年 **5** 月 **16** 日

四号室嶋本公認会計士事務所気付 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇

PS2特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

ることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金六十三億円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 | **優先資本金の額の減少公告**

令和七年五月十六日

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 億三千九百万円とすることにいたしました。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対して異議のある債権者は、本公告 優先資本金の額を七百万円減少し二十

取締役 松澤 和浩

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十三億六千百万円とすることにいたしました。 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 当社は、優先資本金の額を千六百万円減少し二 http://www.asa-epn.jp/ir/00001004/o7x3/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 この決定に対して異議のある債権者は、本公告 令和七年五月十六日

エーツー特定目的会社 取締役 松澤 和浩

基づき、優先資本金の額を一千六百万円減少する ことにいたしました。

とおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

掲載紙 官報

掲載頁 六十九頁 (号外第八十九号)

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

http://www.ko-koku.jp/

四号室嶋本公認会計士事務所気付 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇

シラカミ特定目的会社 佐藤 明彦

取締役

令和七年五月十六日 http://www.asa-epn.jp/ir/00001003/p4o2/

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 エーワン特定目的会社

号

優先資本金の額の減少公告

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

一号

優先資本金の額の減少公告

資産の流動化に関する法律第百九条に

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年四月二十一日

令和七年五月十六日

カニスMF特定目的会社 取締役 田中 雅勝

基づき、優先資本金の額を九億二千四百万円減少 することにいたしました。 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

掲載紙 官報

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内

オリオンMF特定目的会社 取締役 関口 陽平

優先資本金の額の減少公告

基づき、優先資本金の額を五千万円減少すること にいたしました。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

掲載紙 官報

令和七年五月十六日 掲載頁 六十六頁 (号外第八十八号)

シリウスMF特定目的会社

債権申出の公告(第三回)

掲載(令和七年五月十四日)の翌日から二箇月以給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回該当したことにより終了したので、当規約型確定 日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一 内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

令和七年五月十六日 埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二

株式会社ゴードー確定給付企業年金 清算人 畑中 伸一

とおりです。

掲載頁 六十六頁 (号外第八十八号) 令和七年五月十六日 掲載の日付 令和七年四月十八日

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

とおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年四月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内

取締役 関口 陽平

正 誤

ページ 段 行 誤

正

文にこうすで、 省令第五号(産業競争力強化法施行規則の一部を省令第五号(産業競争力強化法施行規則の一部を関府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働関府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働 改正する命令) (原稿誤り)

五四 終りから <u>五</u>ら 終りから 音合省 第 |省令第16号

済産業省令第五号(小型自動車競走法施行規則令和七年一月三十一日(号外第十九号)公布1 五五五 部を改正する省令) の経

二九 (原稿誤り) 令和七年三月三十一日(号外特第八号)財務省· 欄表中 一第 終りから 「競走場 変更し 変更をし 「競走場」

部を改正する告示) 特に資することその他主務大臣が定める基準の 経済産業省告示第七号(我が国産業の基盤強化に

四七二 海上保安庁告示第四十九号(航路標識に関する件)平成二十九年十二月五日(号外第二百六十三号) |第 号 |業省告示第五号 六|経済産業省告示|財務省・経済産

(原稿誤り) 四二二 | 一五||二二七一二四一||二二七一二三一終りから|

支部に係る令和六年(家)第八一二三号相続財産令和七年四月十一日掲載の静岡家庭裁判所沼津 清算人の選任及び相続権主張の催告中 (原稿誤り)

支部に係る令和七年(家)第五号相続財産清算人令和七年四月十四日掲載の熊本家庭裁判所天草 の選任及び相続権主張の催告中 (原稿誤り) 一〇一一終りから四八四 京子 黙

一二二条りから 一 概 山寨 裁